

## 【判例紹介】

フィリピン対中国事件：南シナ海問題をめぐる仲裁  
〔国連海洋法条約付属書Ⅶ仲裁裁判所／管轄権及び受理可能性判決〕  
(2015年10月29日)

吉田 靖之

### はじめに

2015年10月29日、国連海洋法条約（以下「UNCLOS」）<sup>1</sup>付属書Ⅶにより組織された仲裁裁判所は、フィリピンが付託した同国と中華人民共和国（以下「中国」）との間での南シナ海をめぐる紛争に関し、フィリピンが申し立てた15項目の事項のうち7項目に対して管轄権を設定し、受理可能性を認定する判決（以下「本判決」）を下した<sup>2</sup>。本件は、南シナ海情勢をめぐり、沿岸国が中国を相手として仲裁を付託した最初の事例である。中国は、東アジア及び東南アジア地域において強引な海洋政策を展開しており、それを率直に批判する論調は、域内においては多数派であるとは言い難い。かかる現状に鑑みた場合、フィリピンの行動は極めて果敢かつ果断であり、この事実そのものがまずは大変に興味深い事例である。

本仲裁は、早くから国際法研究者の注目を集め、国内の学界においても、例えばUNCLOS 付属書Ⅶに基づく仲裁手続に関する論説等において、本仲裁への言及が見られる<sup>3</sup>。また、海外の研究に目を転じると、主として中

---

\* \* 筆者は、本稿執筆中の2016年2月13日に開催された国際法研究会（京都大学）において、玉田大神戸大学大学院法学研究科教授による「フィリピン対中国事件—国連海洋法条約付属書Ⅶ仲裁裁判所管轄権及び受理可能性判決（2015年10月29日）—」と題する優れた報告を拝聴し、また、それに引き続き研究会会員間の活発な議論と併せて、本論執筆のための多くの有意義な示唆を得た。ここに付記し、謹んで感謝の意を表す。

<sup>1</sup>United Nations Conventions on the Law of the Sea, signed at Montego Bay, 10 December, 1982, entered into force 16 November 1992, 1833 UNTS 3.

<sup>2</sup>PCA Case No.2013-19, *In the Matter of an Arbitration before An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Conventions on the Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People Republic of China, Award on Jurisdiction and Admissibility (hereinafter PCA Jurisdiction and Admissibility)* (29 October 2015), p.1.

<sup>3</sup>例えば、田中則夫「国連海洋法条約付属書Ⅶに基づく仲裁手続—フィリピン v. 中国仲裁手続を中心に—」浅田正彦、加藤信行、酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』（三省堂、2014年）、196-212頁。

国寄りの視点から、本仲裁について裁判所の管轄権及び受理可能性に関する問題点を論じたアンソロジーも存在する<sup>4</sup>。他方で、国際司法裁判所(以下「ICJ」)及び国際海洋法裁判所(以下「ITLOS」)における国際裁判とは異なり、仲裁裁判所においては、審理の過程の細部は原則として公開の対象とはされない。したがって、これまで発表された本件を取り扱った業績のなかには、不正確とまでは言えないものの、不十分な資料に基づいて考察を行ったものや<sup>5</sup>、本件の推移についてやや安易に予測するようなジャーナリスティックな論調<sup>6</sup>が存在していることは否めない。

さらに、本件は、中国が主張する南シナ海における九段線(nine-dash line)<sup>7</sup>との連関を有する。九段線には海洋法条約規則を中心とする実定国際法と抵触する部分が存在することが一般的に指摘されているものの、中国政府は、九段線の法的性格につきこれまで説得力ある説明を一切行っていない。他方で、本仲裁の本案判決においては、仲裁裁判所が九段線について何らかの判断を示すものと推察されている。以上のような事由により、本件については、本案判決はもとより、管轄権設定及び受理可能性に関し仲裁裁判所が下した判断についても、国際法関係学界における最新の議論を踏まえ、海上自衛隊の機関の刊行物において紹介して吟味する意義は十分に認められるものと思料される。なお、以下第1章の本文中において引

<sup>4</sup>Stefan Talmon and Bing Bing Jia eds., *The South China Sea Arbitration: A Chinese Perspective* (Hart Publishing, 2014), xxiv+249pp.

<sup>5</sup>例えば、張詩昇「海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判—仲裁裁判所の管轄権及び受理可能性について—」『国際公共政策研究』第20巻第1号(2015年)、33-47頁。本論は、本仲裁をUNCLOS第一五部の紛争解決制度の実験的意義と捉え、同制度の南シナ海問題への適用そのものの法的妥当性を問うという野心的な目標掲げる。張「海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判」34頁。しかしながら、本論は、本仲裁の関連文書が未発表であることを理由として、検討の主題であるフィリピンの申立について、フィリピン政府が2013年1月22日にロザリオ(Albert Del Rosario)外務長官のステートメントとして発表したNotification and Statement of Claim on West Philippine Sea ([http://www.dfa.gov.ph/index.php/2013-06-27-21-50-36/unclos, as of 31 November 2015](http://www.dfa.gov.ph/index.php/2013-06-27-21-50-36/unclos_as_of_31_November_2015))という二次資料に基づき考察を展開している。このフィリピン政府の発表は、同国の申立に関し、本論文が執筆された時点においては入手できる恐らくは唯一のものであったであろうことは想像に難くないが、フィリピン政府が最終的に仲裁裁判所に提出した申立とは異なる。したがって、本論文における法的検討及び結論は、実際に出された本判決と大きく乖離している。張「海洋法条約第十五部と南シナ海仲裁裁判」38-42頁。

<sup>6</sup>例えば、河原昌一郎「南シナ海問題におけるフィリピンの対中国提訴に関する一考察」『国際安全保障』第42巻第2号(2014年)、95-101頁。

<sup>7</sup>国際法、とりわけ海洋法との連関において九段線が内包する問題については、さしあたり、吉田靖之「南シナ海における中国の『九段線』と国際法—歴史的水域及び歴史の権利を中心に—」『海幹校戦略研究』第5巻第1号(2015年)、2-32頁を参照。

用するパラグラフ番号は、本判決におけるものである。

## 1 判決の要旨

### I. 導入部 (paras.1-25.)

本仲裁の射程及び範囲は、歴史的権利の役割、南シナ海における海洋権原 (maritime entitlement) の取得、南シナ海における特定の海洋地形の性質と地位及び南シナ海において中国が実施している特定の活動の合法性である (paras.4-6.)。なお、フィリピンは、UNCLOS 第一五部の下での紛争解決制度の趣旨に鑑み、本仲裁は南シナ海における領有権及び比中両国の海洋境界界定にかかわる事項についての裁定を求めるものでない旨を強調する (para.8.)。さらに、フィリピンは、南シナ海において中国が一方的に設定している九段線は国際法と合致せず、無効であると主張する (para.4.)。

これに対して中国は、フィリピンにより一方的に付託された本仲裁は受け入れ難く、また、以後も本仲裁手続には一切参加しない旨を一貫して主張する (paras.7-16.)。その上で、中国外交部は、左記の主張を外部に対して発信する *Position Paper*<sup>8</sup> を発表した (para.10.)。

### II. 仲裁裁定にかかわる手続的経緯 (paras.26-98.)

本仲裁裁定にかかわる手続的経緯 (paras.26-98.) は、以下のとおり要約される。

- ・ 2013年1月22日

フィリピン政府、南シナ海をめぐる中国との紛争に関し、中国との間で政治的及び外交的解決努力を尽くしたとして、UNCLOS に基づく仲裁手続を開始し、中国側にその旨を通告。

- ・ 2013年7月8日

UNCLOS 附属書VII II よる仲裁裁判所が組織。

- ・ 2013年7月11日

仲裁裁判所、本仲裁裁定手続規則 (Rules of Procedure) (以下「手続規則」)<sup>9</sup>の草案を比中両国に提示し、第1回会合を開催。

---

<sup>8</sup>Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China, *Position Paper of the Government of the Republic of China on the Matter of Jurisdiction in the South China Sea Arbitration Initiated by the Republic of the Philippines (hereinafter Position Paper)* (7 December 2014).

<sup>9</sup>PCA Case No 2013-19, *In the Matter of an Arbitration before An Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Conventions*

- ・2013年8月27日  
仲裁裁判所、フィリピン政府からの申述書(memorial)の提出期限を、2014年3月31日に定める手続命令を発出したことを公表。
- ・2014年3月30日  
フィリピン政府、申述書を仲裁裁判所に提出<sup>10</sup>。
- ・2014年5月14日～5月15日  
仲裁裁判所、第2回会合を開催。
- ・2014年5月21日  
中国政府、仲裁裁判所に口上書(note verbale)を提出し、仲裁手続を拒否する旨を伝達。
- ・2014年6月3日  
仲裁裁判所、同年12月15日を期限として、中国に対して答弁書(counter-memorial)を提出する旨を要求。
- ・2014年6月4日  
フィリピン外務省、「仲裁手続に応じないという決定を見直すよう、中国に働きかけてゆく」旨の声明を発表。
- ・2014年12月7日  
中国外交部、南シナ海問題に対する同国のスタンスを示す *Position Paper* を発表。
- ・2015年7月7日～13日  
仲裁裁判所、フィリピンが申し立てた南シナ海をめぐる紛争に関し、管轄権設定及び受理可能性についての公聴審理を実施するとともに、仲裁手続に参加していない中国に対しても、同年8月17日を期限にフィリピンの主張に対する書面による反論を受け付けることを決定。
- ・2015年7月14日  
中国外交部、公聴審理の終了に際し、「本仲裁手続を受け入れず、また、参加もしない」との立場を重ねて強調。

### Ⅲ. フィリピンの申立 (paras.99-105.)

フィリピンは、最終申立 (final submissions) において以下に記す 15 項目を申立てている (para.101.)。なお、これらの申立のうち、第1項から第7項は南シナ海における海洋権原の取得について、第8項から第15

---

*on the Law of the Sea between the Republic of the Philippines and the People Republic of China, Rules of Procedure (hereinafter Rules of Procedure)* (27 August 2013).

<sup>10</sup>Statement of Secretary Albert F. Del Rosario on the Submission of the Philippines' Memorial to the Arbitral Tribunal (30 March 2014).

項は南シナ海における中国の活動についてである。

申立1: 中国の海洋権益は、UNCLOSによって取得が許可された権原の範囲を超えてはならない。

申立2: いわゆる九段線で囲まれた海域における中国の主権、管轄権及び歴史的権利の主張は UNCLOS に反しており、条約上の権原取得を超える部分は法的効力を有さない。

申立3: スカボロー礁(Scarborough Shoal)は、排他的経済水域(以下「EEZ」)または大陸棚に関する権原取得を生じせしめない。

申立4: ミスチーフ礁(Mischief Reef)、セカンド・トーマス礁(Second Thomas Shoal)及びスビ礁(Subi Reef)は、領海、EEZ又は大陸棚に関する権原取得を生じせしめない低潮高地であり、占有による取得は認められない。

申立5: ミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁は、フィリピンの EEZ 及び大陸棚の一部である。

申立6: ガベン礁(Gaven Reef)及びマッケナン礁(McKenna Reef)(ヒューズ礁(Hughes Reef)を含む)は、領海、EEZまたは大陸棚にかかわる権原取得を生じせしめない低潮高地であるが、その低潮線は Namyit 及び Sin Cowe の領海幅を計測する基線を決定するために使用され得る。

申立7: ジョンソン礁(Johnson Reef)、クアテロン礁(Cuarteron Reef)及びファイアークロス礁(Fiery Cross Reef)は、EEZ及び大陸棚に関する権原取得を生じせしめない。

申立8: 中国は、不法にも、フィリピンが自国の EEZ 及び大陸棚の生物及び非生物資源に対する主権的権利の享受及び行使を妨害している。

申立9: 中国は、不法にも、フィリピンの EEZ における自国の国民及び船舶による生物資源の搾取の防止していない。

申立10: 中国は、不法にも、フィリピン漁民がスカボロー礁において伝統的な漁獲を行うことに介入し、フィリピン漁民が生計を立てることを妨害している。

申立11: 中国は、スカボロー礁及びセカンド・トーマス礁において海洋環境の保護にかかわる UNCLOS 上の義務に違背している。

申立12: ミスチーフ礁における中国による占拠及び建設活動は、  
(a) 人工島、施設及び構築物にかかわる UNCLOS の規定に違反する。

(b) UNCLOS の下での海洋環境の保護及び保全にかかわる義務に違反する。

(c) UNCLOS に抵触する不法な占有行為を構成する。

申立 13: 中国は、スカボロー礁付近海域を航行するフィリピン船舶に対し、衝突を引き起こすような深刻かつ危険な態様で法執行船舶を運用することで、UNCLOS の義務に違反する。

申立 14: 2013 年の仲裁手続開始以来、中国は、違法にも以下の行為により紛争のさらなる悪化を助長する。

(a) セカンド・トーマス礁及びその周辺海域において、フィリピンの航行権に干渉している。

(b) 同礁に駐留するフィリピン要員の交代及びそれらへの補給を妨害している。

(c) 同礁に駐留するフィリピン要員の健康及び福利厚生を危険に晒している。

申立 15: 中国は、さらなる不法な主張及び活動を中止すべきである。

なお、フィリピンは、上記の最終申立はいずれも仲裁裁判所の管轄権の射程内に位置すると強調している (para.102.)。他方で、中国は、*Position Paper* において、「フィリピンの申立は、UNCLOS 第 288 条第 1 項に規定されている『同条約の解釈または適用に関する紛争』には該当しないことからそもそも無効であり、また、同国の仲裁裁判所への一方的付託は、UNCLOS の関連条項の濫用に該当する」と反論した (para.102.)。さらに中国は、仲裁裁判所の管轄権についても、「本仲裁には、海洋境界画定 (maritime delimitation) に関する判断が含まれる。中国は、UNCLOS 批准時において同第 298 条第 1 項柱書及び同条第 1 項 (a) (i) に記される『大陸又は島の領土に対する主権その他の権利に関する未解決の紛争についての検討が必要となる紛争については調停に付さない』旨の選択的適用除外宣言を 2006 年に行っていることから<sup>11</sup>、仲裁裁判所は本件に関する管轄権を有さない」と主張し、本件に関する仲裁裁判所の管轄権を改めて否定した (para.103.)。

#### IV. 先決的事項 (paras.106-129.)

先決的事項<sup>12</sup>の検討に際し、仲裁裁判所は、まず、フィリピン及び中国

---

<sup>11</sup>United Nations Division for Ocean Affairs and Law of the Sea Declaration and Statements, [http://www.un.org/Depts/los/convention\\_agreements/convention\\_declarations.html](http://www.un.org/Depts/los/convention_agreements/convention_declarations.html), visited 27 February 2016.

<sup>12</sup>Ref., UNCLOS 第 294 条。

はともに UNCLOS の締約国であり、両国は UNCLOS 第一五条の紛争解決制度に拘束されること (para.106)、及び仲裁手続を含む紛争解決に関する UNCLOS の手続法規則は、同条約の実定法規則と一体化した義務的紛争解決制度であることを確認する (para.107.)。なお、UNCLOS は、本条約の解釈または適用に関する紛争の主題 (subject matter) の自動的除外 (297 条) 及び選択的除外 (298 条) を明示的に規定する (para.110.)。他方で、UNCLOS は、第 281 条及び第 282 条に規定される場合を除き、締約国が本条約の解釈または適用に関する紛争を UNCLOS の枠外で解決すること、及び紛争解決にあたり同条約の下での紛争解決制度を恣意的に除外することを許容しない (para.108.)。

つぎに、仲裁裁判所は、中国の本仲裁への不参加について、裁判への欠席にかかわる UNCLOS 附属書 VII 第 9 条の「いずれかの紛争当事者が欠席又は弁護を行わないことは (仲裁) 手続の進行を妨げるものではない」という条文を直接引用し、中国の不参加が仲裁手続の進行を妨げるものではないことを明示的にする (para.113.)。その上で、中国の欠席とは無関係に、UNCLOS 附属書 VII の関連条項にしたがい仲裁裁判所は適切に組織されたこと (para.114.)、2015 年 7 月に管轄権設定及び受理可能性にかかわる公聴審理が開催されたこと (para.119, foot note 24.)、並びに中国の不参加にもかかわらず、其々の段階における議事録等の情報の提供等によって、(紛争の一方当時国たる) 中国が享有する手続上の権利を保障する措置が仲裁裁判所により講じられていること (para.117.) 等の事由により、中国の本仲裁への不参加がフィリピンに不利に働くことはないことを、仲裁裁判所は確認する (para.117.)。

さらに、仲裁裁判所は、UNCLOS 第 294 条との連関において、中国外交部が公表した *Position Paper* を十分に検討した。*Position Paper* は、中国がフィリピンの仲裁申立を契機として、南シナ海問題に対する同国のスタンスを一方向的に申し述べたものであり、また、その公表も中国外交部のホームページへの掲載という方法により実施された。つまり、中国は、仲裁裁判所が要請した答弁書及びその他訴訟手続上での正式な書面による反論は一切行っていない。このような手続上の不備にもかかわらず、仲裁裁判所は、中国は紛争の当事者であると判断した<sup>13</sup>。さらに、仲裁裁判所は、中国の仲裁への不参加とは無関係に<sup>14</sup>、*Position Paper* は本件に関する管轄権設定及び受理可能性にかかわる先決的抗弁と同一であると判断したの

<sup>13</sup> *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.12.

<sup>14</sup> Procedural Order No.4, cited in *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.68.

である (para.128.)<sup>15</sup>。この結果、中国が主張する「フィリピンによる紛争の仲裁裁判所への一方的付託は UNCLOS の関連条項の濫用である」という主張は退けられることとなった (para.128.)。

#### V. 紛争の所在及び性質の特定 (paras.130-178.)

つぎに、仲裁裁判所は、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争の所在及び性質の特定 (UNCLOS 第 288 条) について検討する (para.130)。仲裁裁判所が注目したのは、*Position Paper*における、①「フィリピンの申し立ては南シナ海の島嶼への主権 (sovereignty) をめぐるものであり、UNCLOS の解釈または適用に関するものではない」<sup>16</sup>、及び②「今回フィリピンが主張する紛争は、二国間の海洋境界画定をめぐる紛争に不可欠な部分 (integral part of maritime delimitation) であり、UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外宣言の範囲に含まれる」という主張である (para.133.)<sup>17</sup>。

仲裁裁判所は、フィリピンが仲裁手続を開始した 2013 年 1 月 22 日において紛争は存在しているのか、及び紛争が存在しているのであれば、それは UNCLOS の解釈または適用に関するものであるのかという点について確認する (para.151.)。その過程において仲裁裁判所は、争点となっている事項は国家の実行に端を発した客観的な判断が必要とされるものであり、その結果、フィリピンにより申し立てられた事項は、UNCLOS とそのほかの権利 (訳注：中国がいう歴史的権利) との関係についての解釈をめぐるものであると判断する (para.151.)<sup>18</sup>。

これらの手順を踏襲したのち、まず上記①について仲裁裁判所は、南シナ海において島嶼に対する領域主権をめぐる紛争が存在することを確認し (para.152.)、かかる紛争は当事国の間で解決が図られることを希望しつつも、フィリピンの申立は島嶼に対する領域主権及び海洋境界画定に関するものではないと明示的に宣言した (para.153.)。つぎに、上記②につい

<sup>15</sup>なお、ICJ によると、先決的抗弁が認められる基準とは、当該主張が排他的に先決的性格 (exclusively preliminary character) を帯びることであり、具体的には、①裁判所が先決的抗弁の審理において可能となるすべての事実を検討することが可能であるのか、及び②先決的抗弁が紛争あるいは紛争の本案判決の一部に予断をもたらし得るのかという点である。*Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2007*, p.850, para.46.

<sup>16</sup>*Position Paper*, para.4.

<sup>17</sup>*Ibid.*, para.3.

<sup>18</sup>ちなみに、中国が九段線の (法的) 意味及び歴史的権利との関係を明示的にしていないという事実は、二国間における紛争の存在に影響を及ぼすものではないと、仲裁裁判所は付言している。*PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.167.



て仲裁裁判所は、海洋境界画定のためには多角的な要因が考慮される必要があるとしつつも、フィリピンの申立は海洋境界画定のために検討されるべき事項には該当しないとした。その結果、仲裁裁判所は、中国が *Position Paper* において主張する UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外宣言との抵触は本仲裁においては問題とはならないと判断した (paras.155-156.)。また、フィリピンが海洋権原の取得をあくまで UNCLOS で規定されている海洋地形の性質に求めているのに対し、中国は海洋権原の取得を(慣習国際法上の)歴史的権利に依拠している。しかしながら、中国は、歴史的権利に依拠すると主張する九段線の意味及びその歴史的権利との連関を明示的にしていないと、仲裁裁判所は判断する (para.167.)。

フィリピンの申立てによると、中国は自国が享有する海洋権原の取得は歴史的権利に基づくものであり、それは UNCLOS とは別個に独立して存在すると主張している。このような中国の主張は、比中二国間の紛争は UNCLOS の解釈または適用に関する紛争であるというフィリピンの主張と正面から対立する (para.168)。フィリピンは、UNCLOS はそれが発効する以前に存在していた歴史的権利に代替したと主張する (para.168)。そして、この主張は、本件はあくまで UNCLOS の枠内の所在する紛争であることへと帰結する。そして、UNCLOS に反しない国際法の他の規則と UNCLOS との関係に関する紛争は、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争であることには聊かも疑う余地はないことから (para.168.)、仲裁裁判所は、比中二国間関係において UNCLOS 第 288 条に意味における紛争が存在すると判断する (para.178.)。

#### VI. 第三国の仲裁参加の不可欠性 (paras.179-188.)

南シナ海における問題については、例えばヴェトナム等、同じく南シナ海における島嶼に対する主権を主張する国が複数存在しており、この点から、第三国の仲裁参加の不可欠性という論点が想起される。しかしながら、前項においても言及したように、本件は島嶼の帰属または海洋境界画定をめぐる紛争ではないと判断されることから (para.180.)、過去の仲裁裁定とは異なり、紛争当事国以外に主権を主張する国の本仲裁への参加は不可欠であるとはされない。さらに、本仲裁においてフィリピンは、ヴェトナム等その他の沿岸国による島嶼に対する領域主権にかかわる主張を問題とはしていない (para.181.)。なお、このことは、正当な理由があるとされる場合、以後の段階における第三国の参加を排除するものではない (para.187.)。

つまり、南シナ海を巡る問題においてヴェトナムは重要な国のひとつで

はあるが、同国をはじめとする他の南シナ海沿岸国の領有権にかかわる主張は、本仲裁手続には無関係であると、仲裁裁判所は判断する(para.188.)。ただし、仲裁裁判所は、2014年12月にヴェトナム政府が発表した「同国は仲裁裁判所が本件に対する管轄権を有することにいささかの疑いも有さない」という見解は留意されるべきであると付言する(para.185.)。

#### Ⅶ. 管轄権設定のための前提条件 (paras.189-353.)

UNCLOS は、第一五部において同条約の解釈または適用に関して生じた紛争の解決のための手段を設定しており、これは、条約中の実体法的規則が第一五部の手続法的規則により具現化される制度である。そして、紛争解決のために各裁判所が設定する管轄権には、以下に記すような前提条件が付されている (paras.189-190.)。

まず、UNCLOS は、紛争当事国の自由な選択により、「国連憲章第2条第3項にしたがい、締約国は、この条約の解釈または適用に関する締約国間の紛争を平和的手段によって解決する」ものとする(UNCLOS 第279条) (para.191.)。具体的には、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的取極またはその他当事者が選ぶ平和的手段による解決が挙げられる。ちなみに、UNCLOS 第279条における国連憲章への言及は条文構成上の一種の便法であり、紛争当事国が国連加盟国であるか否かによって解決手段の法的意義が異なるというわけではない(para.191.)。また、UNCLOS 第281条及び第282条は、紛争の当事国である締約国がUNCLOS 第一五部の規定以外の平和的解決手段によって紛争の解決を合意している場合には、そのような手段による解決を排除していない(para.192.)。さらに、UNCLOS 第283条は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見交換を行うことを規定している(para.192.)。

#### A. UNCLOS 第281条の適用 (paras.193-289.)

UNCLOS 第281条は、紛争当事者によって解決が得られない場合の手続について規定する(para.193.)。UNCLOS 第281条の適用の条件は、この条約の解釈または適用に関する紛争が存在することであり<sup>19</sup>、そして、既に第V節において検討したとおり、本件においてはかかる文脈における紛争の存在が確認される(para.194.)。

このように考えると、次に仲裁裁判所が検討すべきは、紛争当事国がUNCLOS 第281条に規定される平和的紛争解決手段にかかわる合意をな

---

<sup>19</sup>UNCLOS 第281条第1項。

していたかという点であり (para.195.)、かかる合意がなされていない場合、UNCLOS 第 281 条の適用には何らの障害も存在しない。他方で、そのような合意が存在する場合、UNCLOS 第一五部の紛争解決制度は、①当該合意に基づく紛争解決がなされていない場合、②当該合意がさらなる手続きを排除していない場合、及び③紛争解決のための時間が徒過した場合にのみ適用されることとなる (para.195.)。

なお、この点について、中国は、外国との間で存在する如何なる紛争も二国間交渉により解決されるべき旨を一貫して主張している (para.196.)。そして、本件についても、UNCLOS 第 281 条及び第 282 条が規定するような紛争当事者間での交渉による解決が図られるべきであり、UNCLOS 附属書Ⅶの下で組織される仲裁裁判所及びその他の義務的紛争解決制度によるべきではない旨を、中国はことさらに強調する (para.196.)<sup>20</sup>。

UNCLOS 第 281 条及び第 282 条の適用可能性の検討に際して、まず仲裁裁判所が対象としたのは、2002 年 11 月 2 日に中国と ASEAN により開催された第 8 回 ASEAN サミット (プノンペン) において採択された南シナ海行動宣言 (Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: 以下「DOC」) である。続いて仲裁裁判所は、*Position Paper* において引用されている本仲裁をめぐるやりとりにおいて比中両国の間でなされた各種の二国間声明、東南アジア友好協力条約 (Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia: 以下「TAC」) (1976 年) 及び生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity: 以下「CBD」) (1992 年) についても検討を加える。

### (1) 南シナ海行動宣言 (DOC) への適用 (paras.198-229.)

DOC は、「当事国は平和な国際関係を規律する UNCLOS 等の国際法を確認し、領土及び境界画定にかかわる紛争を平和的手段により解決することを確証する」 (para.198.)。それでは、このような宣言を行っている DOC は、UNCLOS 第 281 条が規定する意味における紛争当事者間の合意に該当するのか、また、該当するとすれば、それは、紛争を平和的に解決する手段であるのか (para.201.)。

まず、中国は、DOC のパラグラフ 4 における「当事国は、領土及び管轄に関する紛争を平和的手段により解決することを確証する」という文言は、DOC の当事国に同文書の枠組みにおける紛争解決義務を課していると解釈する立場を選択する (para.203.)。その上で中国は、上記の領土及

<sup>20</sup>*Position Paper*, paras.41, 44.

び管轄権に関する紛争は、関係する主権国家間の交渉により解決されるべき旨<sup>21</sup>を強く主張する( para.204.)。対して、フィリピンは、DOC は仲裁裁判所による管轄権設定について何らの制限も課していないと主張し、その理由として以下に記される事由を挙げる。第一に、DOC は UNCLOS 第 281 条の意味における法的拘束力を有する当事者間の合意ではなく、政治的文書にとどまる。第二に、仮に DOC が紛争解決を目的とする法的拘束力を有する文書として起草されたとしても、DOC の枠組みにおける紛争解決のための交渉は現実には行われていない( para.209.)。第三に、仮に DOC が法的拘束力を有する文書として起草されたとしても、そのことは直ちに UNCLOS 第一五部第二節の紛争解決制度が排除されることまでは意味しない( para.210.)。第四に、仮に DOC が UNCLOS 第 281 条の意味における法的拘束力を有する合意に該当し、それ以外の紛争解決手続を排除するとしても、中国は DOC パラグラフ 4 及び 5 に違背する行動をとっている( para.211.)。

このように、DOC を巡る論点は、本文書が UNCLOS 第 281 条の意味における法的拘束力を有する合意に該当するのか、及び本文書は同条でいう他の手続による紛争解決を排除しているのかと整理される( para.212.)。まず、最初の論点について仲裁裁判所は、DOC は政治的宣言に過ぎず、UNCLOS 第 281 条及び第 282 条の文脈における法的拘束力を有する文書ではなく( para.217)、専ら政策的文書にとどまると判断する( para.218)。つぎに、第二の論点について仲裁裁判所は、DOC の文理解釈からは、同文書が UNCLOS 第一五部の紛争解決制度を排除しているとまでは読みとれず、単に当事国は平和的手段による紛争解決を確認すると表記するにとどまるとする( para.222.)。仲裁裁判所によると、UNCLOS 第 281 条に規定されているように、当事者間の合意以外による紛争解決手段が排除されているならば、当該関連文書にその旨の表記が明示的になされていなければならぬと解されるところ、当該関連文書である DOC にはかかる記述はなされていない( para.223.)。以上のような理由により、仲裁裁判所は、DOC に UNCLOS 第 281 条及び第 282 条の適用はなく、DOC は同裁判所の管轄権設定を妨げるものではないと判断する( para.229)。

## (2) その他の比中二国間声明への適用 (paras.230-251.)

次に、DOC 採択以前の時期において比中両国間で交わされた各種の外交文書が、UNCLOS 第 281 条の意味における合意に該当するのかという

---

<sup>21</sup> *Position Paper*, para.40.

論点が検討される。検討の対象とされるのは、南シナ海を巡る問題について比中間で最初に協議された1995年8月10日の共同声明、両国間の信頼醸成の構築を目的とした専門家会同の結果をまとめた1999年3月12日の共同声明、21世紀における比中二国間協力枠組に関する2000年5月16日の共同声明、比中両国間における信頼醸成の構築を目的とした第三回専門家会同の結果をまとめた2001年4月4日の共同声明、アロヨ（Gloria Macapagal Arroyo）比大統領の訪中に際して発表された2004年9月3日の共同記者会見声明及びアキノ（Benigno S. Aquino III）比大統領の訪中に際して発表された2011年9月1日の共同記者会見声明である（paras.213-232.）

これらのいずれの声明においても、領有権問題を含む南シナ海を巡る各種問題は平和的手段により解決されることに言及されていることから、この点に注目して、中国は、一連の外交文書はUNCLOS第281条の意味における法的拘束力を有すると主張する（paras.234-237.）。他方で、フィリピンは、これらの共同声明の一部においては、紛争の解決に際してはUNCLOS及びその他の国際の法規慣例に従う旨の言及がなされてはいるものの（例：2000年5月16日の共同声明）、これらの共同声明は、DOCと同様にあくまで政治的な声明にとどまり、法的拘束力を有するものではないと反論する（paras.238-240.）。

仲裁裁判所は、先に引用した各種の共同声明は、特定の事項についての比中両国政府の公式合意としての形式をとるものではなく、それらはトラック2における会同の成果を発表するものや、両国首脳により発表されたものであっても共同記者会見資料とどまると判断する（paras.241-242.）。その上で仲裁裁判所は、右の各種共同声明は政治的文書であり、それ自体が法的拘束力を有するとは判断しがたいとした（para.244.）。さらに仲裁裁判所は、DOCに関する検討と同様の理由により、上記の各種共同声明はUNCLOS第281条の意味におけるその他の紛争解決手段を排除していないとし、これらの文書によって仲裁裁判所の管轄権が否定されることはないと判断する（para.248.）。

### （3）東南アジア友好協力条約（TAC）への適用（paras.252-269.）

次に仲裁裁判所が検討したのは、UNCLOS第281条のTACへの適用の有無である。*Position Paper*において中国は、仲裁裁判所の管轄権との関連という文脈におけるTACに対する言及を行っていない。他方で、フィリピンは、TACは条約であり、締約国である比中両国を法的に拘束するとしたうえで（para.259.）、例えばTAC第15条及び第16条には紛争解決

についての言及がなされてはいるものの、同条約には紛争解決のための具体的な制度は存在しないと指摘する(Para.260.)。さらに、フィリピンは、TAC 第 17 条が紛争の平和的解決のために有効的な交渉を推奨していること、及び本条文は国連憲章第 33 条第 1 項に明示的に言及していることから(Para.262.)、UNCLOS 第 VII 章の下で組織される仲裁裁判所を利用した紛争解決手続は排除されていないと主張する(Para.264.)。

仲裁裁判所は、まず、TAC は拘束力を有する合意であり、紛争の平和的解決について当事国が選択すべき手段を一般的に提示していることを確認する(Para.265.)。然るに、仲裁裁判所は、本条約は紛争解決のための特段の手続を定めたものではなく、また、UNCLOS の紛争解決制度を排除するものではないと判断した(Para.265.)。TAC 第四章は紛争の平和的解決について定めるものであり、紛争の平和的解決(第 13 条)、地域的な手続による紛争解決のための理事会の設置(14 条)及び理事会による紛争解決(15 条)の規定がそれぞれ設けられている。他方で、TAC 第 16 条は、第 13 条から第 15 条までの手続は「すべての紛争の当事国が当該紛争についてこれらの規定を適応することに合意しないかぎり適用しない」としている。したがって、TAC は、(中国が主張するような)当事国の交渉により紛争解決を図るための拘束力ある合意であるとはいえず、その結果、それは UNCLOS 第 281 条の意味における合意には該当しないと、仲裁裁判所は判断する(Para.266.)。

#### (4) 生物多様性条約(CBD)への適用(Paras.270-289.)

TAC の場合と同様に、*Position Paper*において中国は、仲裁裁判所の管轄権との連関という文脈における CBD に対する言及を行っていない。他方で、フィリピンは、CBD には紛争の解決に関する条項が設けられているが(CBD 第 27 条)、それはあくまで CBD に関連する紛争にのみ排他的に適用されると主張する(Para.277.)。そして、フィリピンによると、CBD 第 27 条の文言は、UNCLOS の下での紛争解決制度を排除していないと解される(Para.278.)。

フィリピンは、申立の第 11 項及び第 12 項 (b)において、中国はスカボロー礁、セカンド・トーマス礁及びミスチーフ礁において海洋環境の保護にかかわる UNCLOS 上の義務に違反していると主張する。他方で、比中両国とも CBD の締約国であることから、CBD と UNCLOS との関係について整理する必要がある(Paras.281-283.)。UNCLOS 第 192 条は海洋環境の保護及び保全に関する一般的義務について規定し、また、同第 194 条は、海洋環境の汚染を防止し、軽減し及び規制するための措置について

包括的に規定する。したがって、CBD には、UNCLOS と重複する部分が相当程度存在することが指摘される (para.285.)。

このように、これらの条約は、海洋環境の保護及び保全のために並列的に存在しているが、UNCLOS は海洋環境の保護全般を目的としているのに対し、CBD の目的は、生物の多様性の保護に特化している。したがって、UNCLOS 第 192 条及び 194 条の違反が直ちに CBD 第 27 条の違反を構成するとまではいえず (para.285.)、また、そうなると、CBD 第 27 条が UNCLOS 第一五部の紛争解決制度を排除しているとは考えられないと、仲裁裁判所は判断する (para.289.)。

#### B. UNCLOS 第 282 条の適用 (paras.290-353.)

UNCLOS 第 282 条は、同条約の解釈または適用に関する紛争の当事者である締約国が、一般的な、地域的なまたは二国間の協定その他の方法によって、いずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に合意した場合には、特段の別途の合意なきかぎり、当該手続は UNCLOS 第一五部に定められる手続に代わり適用されるとする (paras.290, 291.)。

##### (1) 南シナ海行動宣言 (DOC) 及びその他の比中二国間声明への適用 (paras.292-302.)

*Position Paper* において中国は、UNCLOS 第 282 条に対する言及を行っていない。他方で、仲裁裁判所は、2014 年 12 月 16 日にフィリピンに対し、DOC が UNCLOS 第 282 条の意味における合意を構成するかという問題について同国の見解を求め (para.292.)、フィリピンは、DOC が UNCLOS 第 282 条の意味における合意を構成しない旨を回答した。フィリピンによると、DOC は UNCLOS の解釈または適用に関する紛争の解決のための交渉が決裂した場合には、以後の手続は UNCLOS の紛争解決制度に委ねられることとなることから、DOC の下での紛争解決手続が代替して (in lieu of) 適用されることはないとする (para.297.)。

UNCLOS 第 281 条に関する検討と同様に、仲裁裁判所は、DOC が規定する「友好的な協議及び交渉」は、UNCLOS 第 282 条の意味における拘束力を有する合意であるとは判断しない (paras.299, 300.)。また、かかる事由はその他の比中二国間声明についても同様であると、仲裁裁判所は判断する (paras.301-302.)。

##### (2) 東南アジア友好協力条約 (TAC) への適用 (paras.303-310.)

DOC の場合と同様、*Position Paper* において中国は、UNCLOS 第 282 条に対する言及を行っておらず、また、TAC についても参照程度の言及に

とどまる(para.303.)。他方で、TACに関しては、UNCLOS第282条に定める「一般的な、地域的なまたは二国間協定その他の方法による合意」との連関が一般的に想起されることから、仲裁裁判所は、TACがUNCLOS第282条に及ぼす影響についてフィリピンの見解をただした(para.304.)。

フィリピンは、TACはUNCLOSの紛争解決制度を適用するための具体的手続を規定していないことから、UNCLOS第282条に影響を及ぼすものではないとする(paras.305-306.)。このフィリピンの見解を踏まえ、仲裁裁判所は、以下に記すような理由により、TACはUNCLOS第282条の意味における紛争解決制度には該当しないと判断する。第一に、TACの紛争解決メカニズム(TAC第13条、第14条及び第15条)は、すべての紛争当事者が合意しなければ機能しないものであること(para.308)、第二に、TACの紛争解決メカニズムは、交渉、斡旋、調停及び和解を目的とするものであり、これらは義務的手段であるとはいえないこと(para.309.)、第三に、TAC第17条の規定は、国連憲章第33条第1項に規定する紛争の平和的解決手段に訴えることを妨げるものではなく、かかる手段にはUNCLOS第一五部の手続も含まれるものと判断される(para.310)。

### (3) 生物多様性条約(CBD)への適用(paras.311-321.)

既に引用したように、*Position Paper*において中国は、CBD並びにUNCLOS第192条及び第194条に関連するフィリピンの申立に対する言及を行っていない(para.311.)。他方で、フィリピンの申述書においては、中国がUNCLOS第192条及び第194条に違反している旨の申立がなされている。比中両国はともにUNCLOS及びCBDの締約国であり、また、両条約は海洋環境の保護及び保全に係る規則を定めていることから、紛争解決に関するCBD第27条とUNCLOS第282条との関係が問題となる(para.312.)。

この点につきフィリピンは、まず、中国がUNCLOS第192条及び第194条に違反しているという事実こそが重要なのであり、CBDへの言及はあくまで参照にとどまり、また、CBDの違反に対する措置を求めることが本件における申立の趣旨ではないことから、CBD第27条の規定は本件との連関を有しないと主張する(paras.314-315.)。つぎに、フィリピンは、仮にCBD第27条がUNCLOSの解釈または適用に関する紛争の解決に適用が可能であったとしても、同条はUNCLOS第282条下のその他の要件を充足しないと主張する(para.316.)。

このように、本論点は、CBD第27条がUNCLOS第282条の射程内に位置するのかと整理される(para.317.)。仲裁裁判所は、まず、UNCLOS



と CBD には紛争解決の範囲について重複する部分が存在することを確認する (para.320.)。その上で、仲裁裁判所は、これらの条約は相互に排他的ではなく (para.319.)、また、フィリピンの海洋環境に関する申立は、生物の多様性という特定の事項に関する CBD ではなく、海洋に関する一般的な事項に関する UNCLOS が参照されることを排除していないと解されるべきであると判断する (para.320.)。さらに、CBD 第 27 条は、紛争当事国に交渉による解決を努めるよう規定しているが、これは法的な強制力を有するものであるとまではいえないと、仲裁裁判所は判断する (para.320.)。以上の理由により、仲裁裁判所は、CBD が UNCLOS 第 282 条の意味における合意には該当しないと判断する (para.320.)。

### C. UNCLOS 第 283 条の適用 (paras.322-353.)

つぎに、UNCLOS 第 283 条の意見を交換する義務についての検討がなされる。まずは一般論として、UNCLOS 第 283 条が規定するのは紛争解決のための意見交換であり、紛争の主題及びその中身についてのもではない (para.332.)。つまり、当事国は、意見交換において紛争の主題に立ち入る必要はなく、何らかの意見交換を行ったという事実が存在すれば、UNCLOS 第 283 条の要件は充足され得る<sup>22</sup> (para.333.)。

南シナ海を巡る問題に関する比中両国間の一連のやり取りにおいて、フィリピンは本問題を ASEAN 等の多国間枠組みにおける解決を主張しているのに対し、中国はあくまで二国間交渉における問題解決を一貫して主張する。仲裁裁判所は、ASEAN における南シナ海を巡る問題についての意見交換は十分になされ、その成果が DOC として結実していることから、DOC は UNCLOS 第 283 条の意味における意見交換に該当すると判断する (para.335.)。なお、UNCLOS 第 283 条とは別の論点として、仲裁手続に訴える以前の段階において、フィリピンは中国との間で一般的な意味における交渉を行う義務を帯びることが別途指摘されるが、そのような意味においても比中両国との間では既に十分な意見交換がなされていたと判断される (para. 343.)。

以上のことから、仲裁裁判所は、フィリピンは中国との交渉の実施及び継続に努力したものの、中国の非協力的態度によりかかる努力は効を奏さなかったものと評価する (para.347.)。そして、仲裁裁判所は、UNCLOS 第一五部第一節のいずれの規定も、フィリピンにより提出された申立を妨げるものではないと判断する (para.353.)。

---

<sup>22</sup> *Chagos Maritime Protected Area (Mauritius v. United Kingdom), Award on the Merits*, 18 March 2015, paras.382-383.

## Ⅷ. 仲裁裁判所の管轄権に対する制限及び除外 (paras.354-412.)

### A. UNCLOS 第 297 条と仲裁裁判所の管轄権に対する自動的制限 (paras.356-363.)

つぎに、仲裁裁判所は、管轄権に対する UNCLOS 第一五第二節の手續の適用への自動的及び選択的制限つき検討する。この点について、まず、UNCLOS 第 297 条は、海洋の科学調査及び EEZ における生物資源に関する紛争については UNCLOS 第一五部第二節に挙げられる裁判所が管轄することから、締約国の紛争解決制度の選択は自動的に制限されることを、仲裁裁判所は確認する (paras.354-356.)。

*Position Paper* において中国は、UNCLOS 第 297 条の下における仲裁裁判所の管轄権に対する自動的制限について言及していない (para.357.)。他方で、中国は、「UNCLOS 締約国として、中国は、同条約第一五部第二節の拘束力を有する決定を伴う義務的を受容しているが、そのことは、同条約第 297 条により除外されている紛争に同条約第一五部第二節の手續が適用されることは意味しない。また、フィリピンによる仲裁の申立に関し中国は、UNCLOS 第一五部第二節の拘束力を有する決定を伴う義務的を受入れない」<sup>23</sup>と主張する (para.357.)。

既に言及したように、仲裁裁判所は、中国の仲裁手續への不参加は仲裁手續の進行を妨げるものではないと明示的に宣言している (paras.106-123.)。したがって、UNCLOS 附属書Ⅶ第 9 条が規定するように、仲裁裁判所が本件についての管轄権を有することを確認する必要があることから (para.358.)、仲裁裁判所は、UNCLOS 第 297 条と仲裁裁判所の管轄権に対する自動的制限について以下のような論点を提示する。第一に、UNCLOS 第 288 条及び第 297 条と仲裁裁判所の管轄権との関連、第二に、UNCLOS 第 297 条第 1 項 (c) の海洋環境に関するフィリピンの申立及び申立への適用、第三に、UNCLOS 第 297 条第 3 項の漁獲に関するフィリピンの申立への適用である (para.360.)。

これらの論点について、フィリピンは以下のとおり申述する。まず、UNCLOS 第 297 条第 1 項は、仲裁裁判所の管轄権から同項(a)から (c) に列挙されているもの以外の沿岸国の主権の権利及び管轄権の行使にかかわる紛争を除外していると解釈される。この解釈論を裏付けるものとして、フィリピンは、チャゴス諸島海洋保護区に関する仲裁裁判 (2015 年) において判示された「UNCLOS 第 297 条第 1 項は環境に係る紛争に関する仲

---

<sup>23</sup>*Position Paper*, para.79.

仲裁裁判所の管轄権を拡大したが、その拡大は無制限というわけではない」という仲裁裁判所の見解を引用する (para.361.)。そのうえでフィリピンは、スカボロー礁周辺海域は領海、すなわち、UNCLOS 第 297 条の制限が適用されない海域であることから、仲裁裁判所は本海域に関する比中二国間の紛争に関する管轄権を有すると主張する (para.362.)<sup>24</sup>。

加えて、フィリピンは、セカンド・トーマス礁周辺海域における海洋環境の保護に関する紛争についても、仲裁裁判所は管轄権を有すると主張する (para.362.)。フィリピンによると、セカンド・トーマス礁周辺海域の EEZ に関する権原を取得するのは同国のみであり、したがって、同海域における中国の活動は同国の主権または管轄権のいずれの行使によるものではなく、その結果、UNCLOS 第 297 条の自動的制限は適用されない (para.362.)。そして、フィリピンは、「UNCLOS 第 297 条は領海及び大陸棚における海洋環境の保護に係る紛争に関する仲裁裁判所の管轄権を支持しており、またこのことは、仮に中国が係争の対象となっている海域の沿岸国であった場合においても同様に当てはまる」と主張する (para.362.)。

つぎに、フィリピンは、UNCLOS 第 297 条第 3 項は、スカボロー礁周辺のフィリピンの EEZ における生物資源に関する同国の申立第 8 項、第 9 項及び第 10 項を阻害するものではないと主張する (para.363.)。ちなみに、フィリピンは、UNCLOS 第 293 条第 3 項は同国の申立第 8 項及び第 9 項で言及されている海域が中国の EEZ であった場合にのみ、仲裁裁判所の管轄権を制限する可能性を示唆する (para.363.)。しかしながら、フィリピンは、南シナ海の南部海域が中国の EEZ を構成することを担保する確たる証拠は何ら存在していないことから、UNCLOS 第 297 条第 3 項の自動的制限は適用されないと、重ねて主張する (para.363.)。つまり、フィリピンによれば、UNCLOS 第 297 条第 3 項はフィリピンの漁民によるスカボロー礁における伝統的な漁獲には適用されないとし、その理由として、フィリピンは、かかる伝統的な漁獲は基線から 12 海里の領海においてのみ実施されているという事実を挙げる (para.363.)<sup>25</sup>。

---

<sup>24</sup>なお、そのようにフィリピンが主張する理由について判例は明示的にしていないが、スカボロー礁周辺海域はフィリピン領海であり、UNCLOS 第 297 条第 1 項 (a) がいうところの「国際的な海洋の利用」がなされていない海域であることから、本海域を巡る紛争は仲裁裁判所の管轄権の自動的除外紛争には該当しないという整理によるものと推認される。

<sup>25</sup>このようなフィリピンの主張は、フィリピンの漁民による伝統的漁獲が行われているのはフィリピン領海においてであり、当該海域は UNCLOS 第 297 条第 1 項 (a) がいうところの「国際的な海洋の利用」に供される海域ではないという理由による

## B. UNCLOS 第 298 条と仲裁裁判所の管轄権に対する選択的制限 (paras.364-378.)

つぎに、仲裁裁判所は、仲裁裁判所の管轄権に対する選択的制限について検討する。UNCLOS 第 298 条は、締約国は海洋の境界画定、歴史的湾及び歴史的権原、法執行活動及び軍事的活動をめぐる紛争を同第一五部第二節に定められる紛争解決制度から除外する旨の宣言（選択的適用除外宣言）を行うことができるとする (para.364.)。なお、既に引用したとおり、中国は、2006 年に UNCLOS 第 298 条第 1 項 (a) (b) 及び (c) に関する選択的適用除外宣言を行っている (para.365.)。

まず中国は、パラグラフ 138 から 139 において既に記されているとおり、フィリピンが付託した本仲裁における争点は、比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争全体を構成するために不可欠な部分に該当すると主張する (para.366.)。そして、中国は、比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争については、比中両国の間では見解の一致がなされていないが、少なくとも中国は、フィリピンは仲裁裁判に訴える以前にまず中国と協議すべきであると主張する (para.366.)。

このような中国の主張について仲裁裁判所は、パラグラフ 155 から 157 で既に検討したように、本仲裁は海洋境界画定にかかわる紛争は含まれていないと判断し、上述した中国の「本仲裁における争点は、は比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争全体を構成するために必要な部分に該当する」という主張を否定した (para.366.)。他方で、仲裁裁判所は、中国が 2006 年に UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外宣言を行っていることを確認する (para.369.)。つまり、仲裁裁判所は、比中間の紛争が UNCLOS 第 121 条の意味における島の領土に関するものである場合、歴史的湾若しくは歴史的権原に関するものである場合並びに海洋の科学調査に関する法執行であり、第 297 条第 1 項 (i) 及び (ii) に記される要件を満たすもの及び同条第 3 項 (a) に規定される漁獲に関するもので同項但書の要件を満たし、かつ、EEZ における沿岸国の主権的権利及び管轄権の行使に関する法執行に関するものである場合には、仲裁裁判所の管轄権は除外されるとの確認を行った (paras.369-371.)。

他方で、仲裁裁判所の判断と同様に、フィリピンも、先に引用した「本仲裁における争点は、比中二国間に存在する海洋境界画定に関する紛争全体を構成するために必要な部分に該当する」との中国の主張を否定し、本

---

ものと推認される。

仲裁で争点となっているのは、UNCLOS 第 15 条、第 74 条及び第 83 条に規定される領海、EEZ 及び大陸棚を巡るものであり、それらは UNCLOS の解釈または適用に関する個別具体的な争点である旨を改めて強調した (para.374)。フィリピンによると、UNCLOS 第 298 条が仲裁裁判所の管轄権を除外するのは沿岸国の権原が重複する場合における紛争<sup>26</sup>についてのみであり、そもそも中国は南シナ海南部において何らの権原も有していないことから、仲裁裁判所の管轄権の適用除外を巡る問題も存在し得ないこととなる (para.375.) (下線強調筆者追加)。また、フィリピンは、歴史的湾及び権原については、そもそも中国は南シナ海においてそのような事項についての主張を国家として公式に行っていないと指摘する (para.376.)。加えて、軍事的活動についてフィリピンは、本仲裁裁定における同国の申立において言及されている中国の政府船舶による活動が軍事的活動に該当するとは認識しないと断言する (para.377.)。さらに、法執行活動についてフィリピンは、ある種の法執行活動は UNCLOS 第 298 条第 1 項 (b) により仲裁裁判所の管轄権からの選択的除外の対象たり得るが、そのためには、当該法執行活動が海洋の科学調査に関する法執行であり、UNCLOS 第 297 条第 1 項 (i) 及び (ii) に記される要件を満たすものであること、及び同条第 3 項 (a) に規定される漁獲に関するもので同項但書の要件を満たすものであり、かつ、EEZ における沿岸国の主権的権利及び管轄権の行使に関する法執行に関するものに限定される旨を強調する。そのうえでフィリピンは、UNCLOS 第 297 条第 2 項及び第 3 項はフィリピンの申立とは何らの関係を有さないことから、法執行活動に係る UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外の適用は問題とはならないと重ねて強調する (para.378.)。

### C. UNCLOS 第 297 条及び第 298 条の適用並びに管轄権の範囲にかかわる判断 (paras.379-412.)

以上に引用した UNCLOS の関連条項に関する紛争当事国の認識を踏まえ、仲裁裁判所は、これらの本仲裁への適用について検討する。他方で、その検討に先立ち仲裁裁判所は、フィリピンの申立の何れの事項が本仲裁における管轄権設定のこの段階において先決的に検討されるべきなのか、または、フィリピンの申立した事項にはむしろ本案の審理の段階における検討が望ましいものが存在するのかという点につき整理する必要があると

<sup>26</sup>Cf., *Case Concerning Maritime Delimitation in the Area between Greenland and Jan Mayen (Denmark v. Norway)*, Judgment of 14 June 1993, ICJ Reports 1993, p.38. para.59.

する (para.379.)。

(1) 管轄権に関する論点は排他的に先決性を有するか (paras.380-396.)

手続規則第20条第3項は、「仲裁裁判所の管轄権に対する抗弁が排他的に先決性 (exclusively preliminary character) を有しないと仲裁裁判所が判断しないとかぎり、仲裁裁判所は管轄権に関する如何なる反論も先決的事項として取り扱うこととする」と規定する。先に紹介したとおり、仲裁裁判所は、*Position Paper* は本件に関する管轄権設定及び受理可能性にかかわる中国による先決的抗弁に該当すると判断した (para.128.)。そして、この判断について記した手続命令第4において仲裁裁判所は、排他的に先決性を有さない事項については管轄権設定の段階ではなく、以後の本案審理において検討することが適当であると判断する (para.380.)。

手続規則第20条第3項は、先決的抗弁に関する ICJ 規則第79条第9項をモデルとする。ICJによると、原則として、ICJが提出された質問または先決的抗弁への回答が紛争の本案の全部またはその一部分にあたるのかを決定するために必要なすべての事実を検討していない限り、先決的抗弁をなした紛争当事者は、先決性に関する審理段階において当該抗弁に対して回答を得る権限を有するとされる<sup>27</sup>。これは ICJ が提示する先決性の容認及び否認にかかわる判断基準であり、それは、裁判所が先決的抗弁を取り扱うために必要なすべての事実を判断するための機会を有しているか、及び先決的抗弁が本案の全部または一部を先取的に決定するのかまたはしないのかと再整理される (para.382.)。

フィリピンは、全ての申立が先決性を有しており、また、それらは管轄権設定の段階における審理の対象たり得ることから、本案へ併合される事項はないと主張する (para.388.)。他方で、仲裁裁判所は、先決性否認の理由を明示的に述べてはいないものの (para.389.)、専ら先決性を有するもの以外は本案において判断すると決定した (paras.390-391)<sup>28</sup>。その結果、以下に記す①から④の事項については、本案における審理に併合されることになった。

- ①中国が主張する南シナ海における歴史的権利の法的性格、及びかかる権利は歴史的湾及び歴史的権原とは別個に存在しているのか (para.393.)。
- ②南シナ海における特定の海洋地形(海域及び陸地/低潮高地を含む)は、

<sup>27</sup> ICJ Reports 2007, para.51.

<sup>28</sup> なお、ここでいわれている「本案において判断する」とは、本案へ併合することを意味する。Rules of Procedure, 20 (3).

大陸棚、EEZ、島、礁のいずれに該当するのか、及び比中両国は重複した海域における権原を南シナ海において有しているのか (para.394.)。

③中国の法執行活動が実施されている海域はどこなのか (para.395.)。

④中国が行っている活動は、軍事的活動に該当するのか (para.396.)。

## (2) 管轄権に関する仲裁裁判所の結論 (paras.397-412.)。

以上の整理を踏まえ、仲裁裁判所はフィリピンの 15 項目の申立に関する管轄権設定について、以下のとおり判断する。

申立 1 : 本申立において提起されているのは、南シナ海における海洋権原の取得の淵源及び UNCLOS の役割である。本申立は主権及び海洋境界画定に関するものではないが、本申立を検討するためには、仲裁裁判所は中国の主張する歴史的権利の効果を検討する必要がある。また、中国が主張する歴史的権利の性質及びそれが UNCLOS 第 298 条の選択的除外に該当するか否かについても同様に検討される必要がある。かかる事項は本案における審理事項であることから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.398.)。

申立 2 : 本申立において提起されているのは、申立 1 と同様、南シナ海における権原の取得の淵源及び UNCLOS の役割であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。本申立は、仲裁裁判所に対して中国が主張する南シナ海における歴史的権利の法的妥当性にかかわる判断を直接的に問うものである。しかしながら、そのためには、中国が主張する歴史的権利の性質（特に九段線維で囲まれる海域）、及びそれが UNCLOS 第 298 条の選択的除外の対象となるのかについても同様に検討される必要がある。かかる事項は本案における審理事項であることから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.399.)。

申立 3 : 本申立において提起されているのは、スカボロー礁が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当するのことであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。また、スカボロー礁は、EEZ 及び大陸棚を生じせしめるような如何なる国に帰属する海洋地形からも 200 海里以上離れていることから、仲裁裁判所による同礁の地位決定以前の海洋境界画定に関する判断は不要である。したがって、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.400.)。

申立 4 : 本申立において提起されているのは、ミスターフ礁、セカンド・

トーマス礁及びスピ礁は、UNCLOS 第 13 条の意味における低潮高地の地位及び占有によりそれらの取得は認められないという問題であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。上記の各礁において中国が EEZ または大陸棚に関する海洋権原を有するならば、比中間において海洋権原の重複が生じ、その結果、技術的な考慮 (practical consideration) が必要となることから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.401.)。

申立 5: 本申立において提起されているのは、南シナ海における海洋権原の取得の淵源及び重複する海洋権原の存在であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。フィリピンは、海洋権原の重複は存在しないと主張するが、他方で、仮にミスチーフ礁及びセカンド・トーマス礁から 200 海里以内の海域において中国が主張する海洋地形が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当する場合には、比中間において海洋権原の重複が存在し、UNCLOS 第 298 条の選択的適用除外の対象となる。したがって、本申立は本案に依拠することから<sup>29</sup>、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.402.)。

申立 6: 本申立において提起されているのは、ガベン礁及びマッケナン礁 (ヒューズ礁を含む) が UNCLOS 第 13 条の意味における低潮高地に該当するのであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。他方で、中国が上記の礁が所在する海域において EEZ 及び大陸棚に関する海洋権益を有するならば、比中間において海洋権原の重複が生じ、その結果、技術的な考慮が必要となることから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.403.)。

申立 7: 本申立において提起されているのは、ジョンソン礁、クアテロン礁及びファイアリークロス礁は UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当するののである。本紛争は、UNCLOS 第 297 条及び第 298 条の何れの条項の下における制限も問題とはならないことから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.404.)。

---

<sup>29</sup> 「本案に依拠する (in conjunction with the merits)」とは、本案審理においてのみ判断可能であるということの意味する。



申立8: 本申立において提起されているのは、フィリピンの自国 EEZ 及び大陸棚の生物及び非生物に対する主権的権利の享受及び行使に対する中国の妨害であり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。フィリピンの申立は、比中間において EEZ に関する海洋権原の重複が存在しないことを前提とするが、これらの海域の 200 海里以内に存在する中国により主張されている海洋地形が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当する場合には、比中両国の EEZ が重複する。そして、その結果、海洋境界画定の問題が生じるならば、それは UNCLOS 第 298 条により仲裁裁判所の選択的適用除外の対象となる。この点については本案に依拠することから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.405.)。

申立9: 本申立において提起されているのは、中国がフィリピンの EEZ における自国の国民及び船舶による生物資源の搾取を防止しておらず違法というものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。然るに、関連海域が中国の EEZ である場合、UNCLOS 第 298 条は漁業取締を目的とした法執行活動に関する紛争に対する仲裁裁判所の管轄権を除外する。フィリピンの申立は比中間には EEZ に関する海洋権原の重複が存在しないことを前提とするが、これらの海域の 200 海里以内に存在する中国により主張されている海洋地形が UNCLOS 第 121 条の意味における島に該当する場合には、比中両国の EEZ は重複することとなる。そして、その結果、海洋境界画定の問題が生じるならば、それは、UNCLOS 第 298 条により仲裁裁判所の選択的適用除外の対象となる。この点については本案に依拠することから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.406.)。

申立10: 本申立において提起されているのは、中国がフィリピン漁民がスカボロー礁において伝統的な漁獲を行うことに介入し、フィリピン漁民が生計を立てることを妨害しており違法であるというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。スカボロー礁が島または岩であるのかに拘わらず、伝統的な漁獲は(基線から)12 海里以内の領海において実施されており、そのような漁獲はフィリピン以外の国の領海内においても存在する。上記紛争に対する管轄はスカボロー礁に対する主権を事前に決定することに依拠しないことから、仲裁裁判所は本申立に

ついて管轄権を設定する (para.407.)。

申立 11: 本申立において提起されているのは、中国はスカボロー礁及びセカンド・トーマス礁において海洋環境の保護にかかわる UNCLOS 第 192 条及び第 194 条の義務に違反しているというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。本件に関する仲裁裁判所の最終的判断は、スカボロー礁及びセカンド・トーマス礁の地位により異なる。(a) 中国の活動がスカボロー礁周辺またはセカンド・トーマス礁が生じせしめる領海内における行為である場合、UNCLOS は中国に対し領海内における条約上の義務を課すことから、UNCLOS 第 297 条及び第 298 条の適用はない。(b) 他方で、当該行為が(比中のいずれかの)EEZ 内におけるものである場合、UNCLOS 第 297 条第 1 項 (c) により仲裁裁判所の管轄権が認められる。これら (a) 及び (b) の何れの場合においても仲裁裁判所の管轄権は除外されないことから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.408.)。

申立 12: 本申立において提起されているのは、ミスチーフ礁における中国による占拠及び建設活動は、(a) 人工島、施設及び構築物にかかわる UNCLOS の規定に違反する、(b) UNCLOS の下での海洋環境保護及び保全にかかわる義務に違反する、(c) UNCLOS に抵触する不法な占有行為を構成するというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。然るに、本件に関する仲裁裁判所の管轄権は、ミスチーフ礁の地位(訳注: 島、岩及び低潮高地の何れであるのか)に依拠する。ミスチーフ礁が島または岩である場合には、何れにしても地上領域に該当することから、仲裁裁判所は、中国の建設行為にかかわる合法性を審査する管轄権を有しない<sup>30</sup>。ミスチーフ礁の地位は本案における審理事項である。また、ミスチーフ礁における中国の活動が軍事的性格を帯びるのかについても本案における審理が適当であると思料されることから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.409.)。

申立 13: 本申立において提起されているのは、中国はスカボロー礁付近

---

<sup>30</sup>つまり、ミスチーフ礁が中国に帰属する島または岩である場合には、中国がその上に何らかの構造物を建設しても、少なくとも国際法上は問題はない旨を、仲裁裁判所は示唆している。

海域を航行するフィリピン船舶に対して衝突を引き起こすような深刻かつ危険な態様で法執行船舶を運用することで UNCLOS の義務に違反するというものであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。仲裁裁判所は、上記の問題はスカボロー礁周辺の領海において生じた事案に関連しており、UNCLOS 第 298 条第 1 項 (b) は領海に対しては適用されない。さらに、仲裁裁判所は、フィリピンにより援用された UNCLOS の条項は、沿岸国及び無害通航を行う船舶 (の旗国) の双方に義務を課していることに留意する。したがって、仲裁裁判所の管轄権はスカボロー礁の主権に関する決定に依拠しないことから、仲裁裁判所は本申立について管轄権を設定する (para.410.)。

申立 14 : 本申立において提起されているのは、2013 年の仲裁手続開始以来、中国は (a) セカンド・トーマス礁及びその周辺海域においてフィリピンの航行権に干渉し、(b) 同礁に駐留するフィリピン要員の交代及びそれらへの補給を妨害し、(c) 同礁に駐留するフィリピン要員の健康及び福利厚生を危険に晒していることにより、違法にも紛争の更なる悪化を助長していることであり、主権及び海洋境界画定に関するものではない。然るに、本件に関する仲裁裁判所の管轄権は、セカンド・トーマス礁の地位 (訳注: 島、岩及び低潮高地の何れであるのか) に依拠し、それは本案における審理事項である。加えて、中国の行為が軍事的活動に該当するののかについても本案における審理が適当であると思料されることから、仲裁裁判所は先決性を否認する (para.411.)。

申立 15 : 本申立において提起されているのは、中国はさらなる不法な主張及び活動を中止すべきとの宣言の実施である。本件について仲裁裁判所は、フィリピンの請求内容はやや明確性を欠くと判断することから、フィリピンに対し本申立の内容をより明確化し、その範囲を絞ることを指示する (para.412.)。

## IX. 決定 (para.413.)

以上のような理由により、仲裁裁判所は全会一致により以下のとおり判示する。

- A. 仲裁裁判所は、UNCLOS 附属書第 VII によって適切に組織される。
- B. 中国の本件審理への不参加は、仲裁裁判所の管轄権を剥奪するものではない。

- C. 本件仲裁を付託したフィリピンの行為は、手続の濫用を構成しない。
- D. その不在が仲裁裁判所の管轄権を剥奪するような第三国は存在しない。
- E. DOC、パラグラフ 231-232 で引用されている当事国による共同声明、TAC 及び CBD は、UNCLOS 第 281 条または 282 条の下で UNCLOS 第一五部第二節において利用可能な紛争解決手続に訴えることを排除しない。
- F. 紛争当事国は、UNCLOS 第 283 条が規定する意見交換を実施している。
- G. 仲裁裁判所は、本判決パラグラフ 400、401、403、404、407、408、410 で提示された条件にしたがい、フィリピンの申立第 3 項、第 4 項、第 6 項、第 7 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項を検討するための管轄権を有する。
- H. 仲裁裁判所がフィリピンの申立第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 8 項、第 9 項、第 12 項、第 14 項を検討するための管轄権を有するのにかんづいての決定は、専ら先決性を有するものではない争点の検討を含むものであることから、上述の申立について判断するための管轄権の検討を本案審理に留保する。
- I. フィリピンに対し、申立 15 の内容を明確化してその範囲を絞るよう指示し、当該申立について判断するための管轄権にかかわる検討を本案審理に留保する。
- J. 本仲裁判決で決定されていないあらゆる争点については、さらなる検討及び命令を留保する。

## 2 若干の考察

### I. 国連海洋法条約の下での紛争解決制度の概要と限界

#### A. 制度の概要

##### (1) 総則規定

1958年のジュネーヴ海洋法4条約<sup>31</sup>は、海洋に関する諸規則類を集成した法典であった。しかしながら、其々の条約規則は国際紛争にかかわる内容を有するものの、条約規則を適用する手続きは条約外の制度に委ねられ

---

<sup>31</sup>公海に関する条約、領海及び接続水域に関する条約、大陸棚に関する条約、漁業及び公海の資源の保有に関する条約。

おり、独自の紛争解決制度を有していないことから、条約の実効性についての疑問が指摘されていた<sup>32</sup>。対して、UNCLOSは、第一五部において同条約の解釈または適用に関する紛争解決手続を「条約内包型紛争解決制度」<sup>33</sup>として整備しており、これはUNCLOSの重要な特色の一つとして挙げられる。なお、対象となる紛争は、UNCLOSの解釈または適用に関する紛争に限定されてはいるものの、海洋法に関係する条約の解釈または適用に関する紛争であって、当該条約の規定にしたがって付託されたものについても適用される。

UNCLOSにおける紛争解決制度の趣旨は、上記の締約国間の紛争を国連憲章第33条第18項において示されている平和的手段により解決するものとされる(UNCLOS第279条)。つまり、UNCLOS第一五部における紛争解決制度は、UNCLOSの条約としての統一性及び一体性を確保しつつ、客観的立場からそれを効果的に実施することを目的とする海洋法の一部門であると同時に<sup>34</sup>、国際紛争の平和的解決手続というより大きな枠組みにも位置づけられる制度である。他方で、UNCLOS自体が長期間に亘り各国の利害を調整したうえで成立した妥協の産物という側面を有し、その結果、詳細な選択肢や条件などの規定が多数設けられていることから、右の紛争解決制度は相当に複雑な構造となっている<sup>35</sup>。

UNCLOS第一五部の紛争解決制度は、以下を基本とする。UNCLOSの締約国間で同条約の解釈または適用に関する紛争が生じた場合、まずは紛争当事国が合意により選択する自主的な方法で解決を図るべきものとされており、これには調停が含まれる(UNCLOS第一五部第一節)。紛争当事国間で右の合意がなされていない場合のみ、一方の紛争当事国の要請により拘束力を伴う義務的紛争解決手続である裁判に付託される(UNCLOS同第二節)。つぎに、紛争当事国には、紛争解決手続の選択において最大限の可能な選択が許容されている(同)<sup>36</sup>。そして、裁判に付託される事項に関し、義務的手続から自動的または紛争当事国の選択により除外される事項が相当程度存在する(UNCLOS同第三節)。

紛争当事国間で選択的適用除外宣言や、裁判条約及び裁判条項に基づ

<sup>32</sup>島田征夫、林司宜編『国際海洋法』(有信堂、2010年)、172頁。

<sup>33</sup>小松一郎『実践国際法第2版』(信山社、2015年)、384頁。

<sup>34</sup>河西直也「第XV部 紛争の解決」日本海洋協会編『国連海洋法条約の研究』(日本海洋協会、1990年)、447頁。

<sup>35</sup>青木隆「国連海洋法条約における海洋境界画定紛争の解決手続」村瀬信也、江藤淳一共編『海洋境界画定の国際法』(東信堂、2008年)、184頁。

<sup>36</sup>水上千之『海洋法—展開と現在—』(有信堂、2005年)、273頁。

き紛争解決のための合意がなされている場合には、その合意の下での手続が優先される。つまり、UNCLOS の解釈または適用に関する紛争を平和的手段によって解決を図ることについて紛争当事国間で合意がなされている場合には、第一五部に定められる紛争解決制度は、右の平和的手段による解決が得られず、かつ、紛争当事者間の合意が紛争解決のための他の手段を排除していない場合に限り適用され（UNCLOS 第 281 条第 1 項）、あくまで二義的な手段とされているのである（後述）<sup>37</sup>。なお、みなみまぐろ事件仲裁裁判（2000年8月4日）においては、UNCLOS 第一五部の紛争解決制度が排除され、紛争当事者間の合意による紛争解決が優先されるためには、当該合意においてその旨が明確な表現によって明示的にされていることが要件とされるという見解が裁判所により示されている<sup>38</sup>。また、紛争当事国が、一般的な、地域的なまたは二国間の協定その他の方法によって、いずれかの紛争当事国の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付託することに合意した場合には、紛争当事国が別段の合意をしないかぎり、その手続が UNCLOS 第一五部に代替して（in lieu of）適用される（UNCLOS 第 282 条）<sup>39</sup>。

<sup>37</sup>Robin Rolf Churchill and Alan Vaughan Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed. (Manchester University Press, 1999), pp.453-454.

<sup>38</sup>*Sothorn Bluefin Tuna Case (New Zealand-Japan, Australia-Japan), Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000, Separate Opinion of Judge Sir Kenneth Keith*, para.19. 本事件は、みなみまぐろ資源の評価をめぐるオーストラリア（以下「豪」）、ニューージーランド（以下「NZ」）及び日本の対立に端を発する事例であり、みなみまぐろ保存条約（以下「CCSBT」）の下で設けられたみなみまぐろ保存委員会における資源量及び調査漁獲に関する意見の相違が原因となった。*Sothorn Bluefin Tuna Case (New Zealand-Japan, Australia-Japan), Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000, Reports of International Arbitral Awards*, Vol.13 (2006), pp8-17, paras.21-34. 豪及び NZ は、日本のみなみまぐろ資源の調査委漁獲計画に基づく漁獲は資源状況を危機に晒しているとして、UNCLOS 第一五部第二節に基づき同附属書VIIの仲裁裁判所に提訴するとともに、日本の漁獲差止めにかかわる暫定措置を ITLOS に求めた。*Ibid.*, pp.1-2, paras.1-5. 暫定措置においては豪及び NZ の主張が認められたが（International Tribunal for the Law of the Sea, *Sothorn Bluefin Tuna Case (New Zealand v. Japan; Australia v. Japan), Requests for Provisional Measures, Order of 27 August 1999*, para.90.）、仲裁裁判所での本案審理においては、CCSBT 第 16 条は UNCLOS 第 281 条における紛争当事者間の合意が他の紛争解決手続の可能性を排除している場合に該当するとして、仲裁裁判所には管轄権はないとの判断が下された。*Sothorn Bluefin Tuna Case, Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000*, pp.42-44, paras.53-59.

<sup>39</sup>MOX プラント事件暫定措置命令（ITLOS）（2001年12月3日）においては、UNCLOS 第 282 条の適用の条件である「この条約の解釈または適用」という紛争の性質が問題となり、結果、紛争解決手続において同条項の適用は排除された。*ITLOS, The MOX Plant Case (Ireland v. United Kingdom), Request for*

UNCLOS 締約国の間で、この条約の解釈または適用に関する紛争が生じた場合、紛争当事国は、交渉その他の平和的手段により速やかに意見の交換を行うこととされる（UNCLOS 第 283 条）。この意見交換の形態及び意見交換を実施する者に関する事項については、条約上明示的に規定されていない<sup>40</sup>。また、MOX プラント事件暫定措置命令（2001 年 12 月 3 日）においては、一方の紛争当事国が、意見交換が十分に尽くされたにもかかわらず合意に達する可能性がないと判断する場合には、以後の意見交換を継続する義務はもはや負わないとする旨が、ITLOS により判示されている<sup>41</sup>。さらに、一方の紛争当事国は、他の紛争当事国に対し、UNCLOS 附属書 V 第一節に規定される調停手続またはその他の調停手続に紛争を付託することができる（UNCLOS 第 284 条）。然るに、これらの調停手続はあくまで任意調停であることから、それらには義務的管轄権は存在せず、また調停結果の報告も拘束力を有さない<sup>42</sup>。

## （2）義務的手続

以上に引用した紛争当事国による自主的な紛争解決努力が成功しなかった場合には、拘束力を有する決定を行う義務的紛争解決手続に移行する。義務的紛争解決手続は、いずれかの紛争当事国の一方的要請によって相手国に対しても紛争解決手続が開始されることを顕著な特徴としており<sup>43</sup>、それを定めるのが UNCLOS 第一五部第二節である。第二部の下での義務

*Provisional Measures, Order, 3 December 2001*, paras.49-52. ちなみに、有力な論者によると、ICJ 規則第 36 条第 2 項の下で ICJ の管轄を義務的なものとして受諾している国が UNCLOS 第一五部第二節の下での紛争解決手続として仲裁裁判所を選択した場合、右の義務的管轄権の受託にもかかわらず、当該国が UNCLOS の解釈または適用の範囲に属する海洋の殆ど全てに関する事項については ICJ の管轄に服さないことということが理論上想定されることから、当該国は ICJ の管轄権を義務的に受諾する場合において、海洋法に関する紛争は ICJ の管轄権に服さない旨の留保を付しておく必要が生じることとなる。河西「第 X V 部 紛争の解決」、455 頁。このような事態を回避するために、右の論者は、第 282 条の「手続きに代替して」の趣旨は、UNCLOS 第 287 条に列挙される 4 つの裁判所（後述）にかわり、既存の一般的な協定等に基づき管轄を有する裁判所が UNCLOS の下で有する管轄権の事項的限界の範囲内において紛争解決機能を代替することと解釈する。同上。

<sup>40</sup>Bernard H. Oxman, “Courts and Tribunals: The ICJ, ITLOS, and Arbitral Tribunals,” in Donald Rothwell, Alex G. Oude Elferink, Karen N. Scott and Tim Stephens eds., *The Oxford Handbook of the Law of the Sea* (Oxford University Press, 2015), p.397.

<sup>41</sup>*The MOX Plant Case, Request for Provisional Measures, Order*, para.60.

<sup>42</sup>杉原高嶺『国際法講義』（有斐閣、2008 年）、341-342 頁。

<sup>43</sup>河野真理子「管轄権判決と暫定措置命令から見た国連海洋法条約の下での強制的紛争解決制度の意義と限界」柳井俊二、村瀬信也編『国際法の実践—小松一郎大使追悼—』（信山社、2015 年）、129 頁。

的紛争解決手続は4とおりの裁判手続(フォーラム)が選択制となっており、それぞれに義務的管轄権が付与されている。

条文上、いずれの国も、この条約に署名し、これを批准し若しくは加入するときにはまたはその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条約の解釈または適用に関する紛争の解決のために、つぎの手段のうち一または二以上の手段を自由に選択することができる(UNCLOS 第287条第1項前段)。「つぎの手段のうち一または二以上の手段」とは、①ITLOS、②ICJ、③紛争が生起する都度 UNCLOS 附属書Ⅶの定めるところによって組織される仲裁裁判所<sup>44</sup>、④UNCLOS 附属書Ⅷの定めるところによって組織され、漁業及び海洋環境の保護といった特定の範疇に属する紛争を対象として紛争が生起する都度組織される特別仲裁裁判所である(UNCLOS 第287条第1項(a)～(d))。ちなみに、深海底における活動に関する紛争は、原則として ITLOS の海底紛争裁判部に付託される(UNCLOS 第187条)。

なお、その時において効力を有する宣言の対象とはならない紛争の当事者である締約国は、UNCLOS 附属書Ⅶの仲裁手続きを受諾していると見なされる(UNCLOS 第287条第3項)。また、紛争当事国が紛争解決のために同一の手続を受け入れることに合意している場合には、紛争当事国が別段の合意をなさない限り、当該手続にのみ紛争を付託することができる(第287条第4項)。他方で、紛争解決のために同一の手続が受け入れられていない場合及び選択そのものがなされていない場合には、UNCLOS 附属書Ⅶにしたがって上記に引用した③の仲裁裁判所にのみ紛争を付託することができる(UNCLOS 第287条第5項)。このように、UNCLOS の紛争解決制度においては、仲裁裁判所が相当程度に重要視されている。

## B. 紛争解決制度の限界

ところで、UNCLOS 第一五部第二節に規定される義務的裁判制度では、締約国は宣言により、一定の事項をめぐる紛争につきその全部または一部を第二節の手続から除外することができる(UNCLOS 第297条)とされる。この除外には、自動的除外(UNCLOS 第297条)と選択的除外(同第298条)が存在する。

自動的除外の対象とされるのは、沿岸国の主権の権利または管轄権の行

<sup>44</sup>UNCLOS 附属書Ⅶの定めるところによって組織される仲裁裁判所における仲裁では、投資紛争解決センター(International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID)を利用したみなみまぐる事件(前出)を除き、常設仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration: PCA)が国際事務局による業務提供等により関与して手続きが進められている。青木隆「国連海洋法条約附属書Ⅶによる仲裁裁判の手続規則」『清和法学研究』第16巻第2号(2009年)、126頁。



使にかかわる特定の紛争であり、これには、EEZ及び大陸棚における海洋の科学調査に関する沿岸国の権利及び裁量にかかわる紛争（UNCLOS 第297条第2項）並びにEEZにおける生物資源に関する沿岸国の主権的権利（漁獲可能量、漁獲能力及び他の国に対する余剰分の割当てを決定するための裁量権並びに保存、管理のための自国の法令に定める条件を決定するための裁量権等）またはその行使に係る紛争（同条第3項）である。これらの紛争は義務的裁判手続から除外されるが、その一方で、EEZにおける生物資源の維持を確保する義務が明らかに遵守されなかった場合には、いずれかの紛争当事国の要請により、UNCLOS 附属書第V第二節の義務的調停に付されるべきものとされる（同）。

次に、選択的除外とは、締約国の意思による裁判義務の排除を容認するものであり、UNCLOS 締約国が特定の紛争について本条約の署名、批准、加盟の際またはその後いつでも文書による宣言で、強制管轄の除外を行い得るものとされる。これには、UNCLOS 第15条（領海）、第74条（EEZ）及び第84条（大陸棚）の解釈または適用に関する紛争、歴史的湾及び歴史的権原に関する紛争（UNCLOS 第298条第1項（a）前段）<sup>45</sup>、軍事的活動に関する紛争、UNCLOS 第297条第2項及び第3項によって裁判所の管轄権から除外された主権的権利に管轄権の行使に係る法執行活動に関する紛争（同第1項（b））並びに国連安保理事会が国連憲章によって委託した任務の遂行に関する紛争がある（同第1項（c））。

なお、これらUNCLOS 第一五部の下での裁判から除外される紛争については、海洋境界画定をめぐる紛争を除き、調停のような手続すら締約国には義務付けられていない。ちなみに、海洋境界画定をめぐる紛争は、それを除外する旨の宣言を行った締約国は一定の紛争をUNCLOS 第284条に規定される義務的調停手続に付託することとされている（UNCLOS 第298条第1項（a）（iii））。

このように、義務的な裁判制度が導入されたとはいえ、UNCLOS の下での紛争解決制度の下における義務的管轄権受諾の事項的範囲は、各締約

---

<sup>45</sup>ただし、これらの類型の紛争がUNCLOS 発効後に生じ、当事国間での交渉によって合理的期間内に合意が得られない場合については、領土主権その他の未解決の紛争についての検討を要する紛争でない限り、UNCLOS 附属書VII第二節に規定された義務的調停が定められている（UNCLOS 第298条第1項（a）（i）後段）。調停が行われた場合には、紛争当事国は、調停委員会の報告に基づき、合意の達成のために交渉する。交渉によって合意に達しない場合には、紛争当事国は、別段の合意をしない限り、この問題を裁判に合意提訴するものとされている（第298条第1項（a）（ii））。青木「国連海洋法条約における海洋境界画定紛争の解決手続」、185頁。

国の裁量により相当程度限定されている。そして、このことは、UNCLOSの適用及び解釈をめぐる紛争の解決は第一義的には紛争当事国の自主的解決に委ねられており、条約上の紛争解決制度はかかる自主的な解決を補完するものに過ぎないと評価される所以である<sup>46</sup>。

## II. 本判決の意義及び注目点

### A. 仲裁に付託したフィリピンの目的と戦術

国際関係において紛争と称される多くの事例は、実際にはある特定の利益を巡る政治的または経済的な対立を本質としており、これらは、国際裁判よりもむしろ当事国間での外交交渉や調停による解決が適当である<sup>47</sup>。したがって、UNCLOSの解釈または適用に関する紛争は、条約の適用という条約法上の論点を含んではいるが、それが裁判所に対する紛争受理可能性を帯びるためには、二国間関係において存在する法的観点または法益にかかわる不一致<sup>48</sup>が存在していなければならない。このように整理すると、中国が二国間交渉による南シナ海を巡る紛争解決を一貫して主張してきたという事実は、南シナ海においては法的な意味での紛争は存在していないという中国の認識の一端を示唆しているものと考えらなくてはならない。

他方で、国際裁判所による判決とは、国際法を基準とした決定に他ならない。したがって、本仲裁に紛争を付託したフィリピンの目的は、南シナ海を巡り中国との間に上述したような法的な意味における紛争が現に存在していること、及びそれについての国際法を基準とした判断を仲裁裁判所に実施せしめることであったと推認される。ただし、UNCLOSの下での紛争解決制度には強制執行に関する規則は存在しないことから、仮にフィリピンにとって有利な判決が仲裁裁判所により下されたとしても、中国にその履行を強制するような枠組は存在しない。また、九段線をはじめとする南シナ海を巡る中国との問題には、領域主権に関するものや境界画定に

---

<sup>46</sup>河西「第XV部 紛争の解決」、450頁。なお、みなみまぐろ事件においても、一般論としてではあるが、仲裁裁判所は判決において以下のように指摘している。まず、UNCLOS 第一五部第三節において同第二節の例外規定が設けられていることから、UNCLOS は法的拘束力のある包括的な紛争解決制度を構築したとはいえない。*Sothorn Bluefin Tuna Case, Award on Jurisdiction and Admissibility, Decision of 4 August 2000, paras.45, 62.* 次に、UNCLOS 採択後に発行した多くの海洋法関連条約において紛争を義務的な裁判手続へ付託する制度が除外されている国家実行から、国家は合意により UNCLOS の紛争解決手続を除外し得ることが確認される。*Ibid., para.63.*

<sup>47</sup>古賀衛「紛争解決—海洋法の手続的發展—」『世界法年報』第17号(1998年)、104頁。

<sup>48</sup>*The Mavrommatis Palestine Concessions, Jurisdiction, Judgment of 30 August 1924, PCIJ Series A, No.2, p.11.*

関するものが含まれる可能性が、従前から指摘されていたところである<sup>49</sup>。

比中両国間には領域主権及び重複する海洋境界に関する紛争が現に存在していることは仲裁裁判所も認識しており、また、かかる紛争は、中国が実施している UNCLOS 第 298 条第 1 項下の選択的適用除外宣言の対象となる。したがって、フィリピンとしては、この中国による UNCLOS 第 298 条第 1 項の選択的適用除外宣言を回避し、比中間には海洋境界に関する紛争に付属しない独立したものとして海洋権原の取得に関する紛争が現に存在し、しかも、それは UNCLOS の解釈または適用に関する紛争として受理可能であることを仲裁裁判所に判断させる必要があった。

島または岩という海洋地形がいずれの国に帰属するのかが主権の問題であり、そのために、当事国は海洋境界画定を行う必要があるが、海洋法条約規則上、当事国の協議による海洋境界画定は排除されていない。例えば UNCLOS 第 74 条及び同第 83 条は、EEZ 及び大陸棚の境界画定を巡る紛争の衡平な解決 (equitable solution) を達成するために、国際法の基礎の上に立ち合意により (by agreement on the basis of ) なされることを要求するにとどまり、国際法の適用のみによる解決が当然に衡平な解決であるとは推定していない。つまり、海洋境界画定について何が国際法の実定規則の具体的な内容であるのかは必ずしも明白ではなく、それ故に最終的には当事国間の合意に問題解決が委ねられていると判断できる余地が存在するのである<sup>50</sup>。他方で、海洋地形の性質は EEZ 及び大陸棚の基となる海洋権原そのものに直接かかわる事項であることから、ある海洋地形が島に該当するのか、または岩及び低潮高地にとどまるのかという判断は、当事国の協議により実施して良い行為ではない。

従前から、ICJ の判例においては、「海洋境界画定請求とは、重複する海洋権原が存在する海域、すなわち、それぞれの国が他国の存在がなければ請求し得たであろう海域が重複しているという意味において海洋権原の重複があるという点で特別の意味を有する」<sup>51</sup>とされていた (下線強調筆者追加)。他方で、今回の判決において仲裁裁判所は、例えば問題となっている海域が他国により公海であると認識されているような場合には、海洋権原の取得に関する請求 (claim) は、海洋権原の重複がなくとも存在し得るとした<sup>52</sup>。つまり、仲裁裁判所は、比中二国間関係においては、海

<sup>49</sup>Cf., 田中「国連海洋法条約付属書Ⅶに基づく仲裁手続」、211頁。

<sup>50</sup>河西「第XV部 紛争の解決」、490頁。

<sup>51</sup>ICJ Reports 1993, p.38. para.59.

<sup>52</sup>PCA Jurisdiction and Admissibility, para.156.

洋境界画定とは独立した存在として、ある特定の海域における海洋権原の取得という国際社会全体の共同利益である海洋秩序の適正な維持に直接影響を及ぼす問題を巡り、当該海域において比中いずれかの国が管轄権を行使し得るのかという紛争が存在すると判示したのであり<sup>53</sup>、このことは特に注目に値すると思料される。このように、比中二国間関係における海洋権原の取得に関する紛争の存在を仲裁裁判所(及び国際社会)に認識させ、そのうえで、中国による UNCLOS 第 298 条第 1 項下の海洋境界にかかわる紛争に関する選択的適用除外宣言を回避して、仲裁裁判所に上記紛争に関する管轄権を設定させるというフィリピンの戦術は、一定の成果を収めたものと評価される<sup>54</sup>。

## B. 九段線の取扱い

次に、九段線との連関においては、中国が主張する歴史的権利が論点として指摘される。中国が国際的な場において九段線を正式に主張したのは、2009年5月にマレーシア及びヴェトナムが UNCLOS 第 76 条第 4 項、第 5 項及び第 8 項に依拠し、国連大陸棚限界委員会 (Commission on the Limits of the Continental Shelf: 以下「CLCS」) に対して、南シナ海における両国の 200 海里以遠の大陸棚限界延長にかかわる共同申請<sup>55</sup>を実施した時点である。中国は、2009年5月7日に国連事務総長に宛てた口上書を提出し、「中国は、南シナ海の島嶼及び近隣する海域並びに海底部分に対して争いのない主権を有しており、また、このことは中国政府の一貫した態度であり、国際社会にも広く周知せしめられている」と主張した<sup>56</sup>。そのうえで中国は、マレーシアとヴェトナムによる南シナ海における大陸棚限界延長申請は、同国が南シナ海において主張する主権、主権的権利及び管轄権を深刻に侵害するものであるとし、CLCS 手続規則附属書 I 第 5 条

<sup>53</sup> *Ibid.*, para.178.

<sup>54</sup> Cf., *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.373. 他方で、海洋権原の取得は、必然的効果として、海洋境界画定の問題を生じせしめることが有力な論者により主張されている。奥脇直也「境界未画定海域の管轄権」村瀬、江藤共編「海洋境界画定の国際法」、165頁。

<sup>55</sup> Joint Submission to the Commission on the Limits of the Continental Shelf pursuant to Article 76, paragraph 8 of the United Nations Convention on the Law of the Sea 1982 in respect of the southern part of the south China Sea, Part I; Executive Summary, MYS\_VNM\_ES\_DOC-01\_240409, 6 May 2009; See also UN DOC CLCS/64 (1 October 2009), Statement by the Chairman of the Commission on the Limits of the Continental Shelf on the progress of work in the Commission, item 21.

<sup>56</sup> Note Verbale CML/17/2009, dated 7 May 2009 from the Permanent Mission of the People's Republic of China.

(a) 項<sup>57</sup>に基づき、当該共同申請を評価検討しないよう強く要求した<sup>58</sup>。なお、本口上書には九段線が描かれた地図が添付されていたが、これと同一のものが、「Memorial, Figure 1.1」として本判決5頁に掲載されている。

九段線に関して中国が正式に主張したのは、上記の口上書においてのみである。ただし、本口上書において中国は、九段線の法的性格またはその実定国際法上の根拠について説得力ある説明を何ら行っていない。ちなみに、中国の主張に対しては、南シナ海沿岸国（インドネシア、フィリピン及びヴェトナム）から、「九段線の法的根拠及び地位について何らの説明もなされておらず、また、UNCLOSとも整合しないことから、九段線は国際法上の根拠が明らかに欠如している」（インドネシア、フィリピン）<sup>59</sup>、「九段線の内側の島嶼に対する中国の主権及び管轄権にかかわる主張は、国際法の根拠が欠如している」（ヴェトナム）<sup>60</sup>といった強い批判がなされている。

今回の判決において仲裁裁判所は、UNCLOSの起草以前に存在したその他の国際法規則についても、それがUNCLOSに反しない国際法の他の規則とUNCLOSとの関係に関する紛争はUNCLOSの解釈または適用に関する紛争であると判断している<sup>61</sup>。したがって、中国が九段線が慣習法上の歴史的権利に依拠するものと主張しているとしても、仲裁裁判所はこれをあくまでUNCLOSの枠内における争点であると整理し、本案において審理すると判断したのである。

### C. 裁判手続における特徴

今回の判決において仲裁裁判所は、仲裁手続に欠席している中国が一方的に発表した正式な訴訟文書には該当しない声明である *Position Paper* を、先決的抗弁書<sup>62</sup>として扱っている<sup>63</sup>。もとより、いずれか一方の紛争当事国

<sup>57</sup> 「領土または海洋の紛争が存在する場合、委員会は、当該紛争に関係するいかなる国が提出した場合には、検討し、または評価してはならない。」

<sup>58</sup> Note Verbale CML/17/2009.

<sup>59</sup> No.480/POL-703\_VII/10 (8 July 2010), Note Verbale from the Permanent Mission of the Republic of Indonesia dated 8 July 2010, paras. 2, 4; Note Verbale No.000228 from the Permanent Mission of the Republic of Philippines dated 5 April 2011.

<sup>60</sup> No.86/HC-2009 (17 May 2009), Note Verbale from the Permanent Mission of the Socialist Republic of Viet Nam to the UN Secretary-General, dated 17 May 2009.

<sup>61</sup> *PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.168.

<sup>62</sup> 先決的抗弁とは、本案の決定を阻止するために当事国の一方が提起する、裁判所の管轄権及び申立の受理可能性を否認する妨訟抗弁である。杉原「国際法講義」、243頁。先決的抗弁に関する手続きとして、裁判所は先決的抗弁を受理した時点で本案手続きを停止し、当事国が提起した抗弁をもとに、本案内容に立ち入ることな

の欠席は、仲裁手続の進行を妨げるものではなく<sup>64</sup>、また、手続規則第25条第2項により、仲裁裁判所が *Position Paper* を先決的抗弁とみなすことは手続上の問題を生じせしめず、むしろ、*Position Paper* を中国による先決的抗弁として取り扱うことにより、仲裁裁判所は、中国は紛争の当事者であると積極的に認定したのである<sup>65</sup>。

ちなみに、UNCLOS 附属書Ⅶに基づく従前の仲裁において、仲裁手続に欠席する紛争当事国の口上書を先決的抗弁として取り扱い、管轄権を先決的に処理した事例は存在している。ロシア EEZ 内に所在する石油プラットフォームへの環境保護団体グリーンピースの活動家の抗議行動を違法として、グリーンピースが傭船したオランダ船アークティック・サンライズ (*Arctic Sunrise*) のロシア沿岸警備隊による拿捕の適否が争われたアークティック・サンライズ事件仲裁裁定(2015年8月24日)<sup>66</sup>においてロシアは、本件は同国が実施した UNCLOS 第298条に基づく選択的適用除外宣言により UNCLOS 第一五部の紛争解決手続から除外された紛争であるとの立場を選択し、オランダによる暫定措置命令の要請の段階から出廷を拒否した<sup>67</sup>。他方で、アークティック・サンライズの旗国であり本仲裁を付託したオランダは、ロシアの措置は不十分であるとして仲裁手続きを継続した。

仲裁裁判所は、右に引用したロシアの口上書の内容を先決的抗弁と判断し、管轄権問題を先決的に扱うことを決定した<sup>68</sup>。仲裁裁判所がそのように決定した理由は、UNCLOS 第298条に基づく選択的適用除外により同第287条の義務的管轄権からの除外の対象とされるのは、EEZにおける主

管轄権及び受理可能性について審理しなければならない。この先決的抗弁に対する判決としては、抗弁の容認、却下、若しくは本案への併合がある。石塚智佐「ICJにおける先決的抗弁の本案への併合に関する一考察」『一橋法学』第6巻第1号(2007年)、410頁。なお、先決的抗弁が裁判所により却下されれば本案審理に移行し、また、それが容認されれば申立自体が本案審理に入ることなく却下される。小松一郎『実践国際法』(信山社、2011年)、376頁。

<sup>63</sup>PCA *Jurisdiction and Admissibility*, para.128.

<sup>64</sup>UNCLOS 附属書Ⅶ第9条。

<sup>65</sup>PCA *Jurisdiction and Admissibility*, *supra* note 2, para.12.

<sup>66</sup>*Arctic Sunrise Arbitration (The Kingdom of the Netherlands v. Russian Federation), Award on the Merits*, Permanent Court of Arbitration Case No.2014-02, 4 August 2015.

<sup>67</sup>Note Verbal of Russian Federation, 27 February 2014, cited in *Arctic Sunrise Arbitration (The Kingdom of the Netherlands v. Russian Federation), Award on Jurisdiction*, Permanent Court of Arbitration Case No.2014-02, 26 November 2014, para.65.

<sup>68</sup>PCA Case N° 2014-02, *In The Matter of the Arctic Sunrise Arbitration*, Procedural Order No. 4 (Bifurcation) (21 November 2014), paras.1, 2.

権的権利の行使にかかわるすべての紛争ではないという事由による。つまり、選択的適用除外宣言により義務的管轄権からの除外の対象となる紛争は、UNCLOS 第 298 条第 1 項 (b) の規定から、同第 297 条第 2 項に規定される海洋の科学調査に関するもので同項 (i) 及び (ii) に記される要件を満たすもの、及び同条第 3 項 (a) に規定される漁獲に関するもので、同項但書の要件を満たすものであり<sup>69</sup>、かつ、EEZ における沿岸国の主権的権利及び管轄権の行使に関する法執行に限定される<sup>70</sup>(下線強調筆者追加)。そして、本紛争は、UNCLOS 第 297 条第 2 項または第 3 項に規定される紛争には該当しないため、同第 298 条第 1 項 (b) の下でロシアは選択的適用除外宣言により本紛争を義務的管轄権の対象から除外することは認められないと、仲裁裁判所は判断したのである<sup>71</sup>。

以上に引用したアークティック・サンライズ事件は、今回の仲裁と同様、紛争当事国間で紛争の主題 (subject-matter) について共通の認識が存在しないと、UNCLOS の紛争解決制度は条約規定どおりに円滑には機能しないことを示唆する事例である。なお、中国は仲裁手続を欠席しているものの、その経緯をモニターし、国としての見解は大使の書簡 (以下「第一書簡」) (2015 年 2 月 6 日) として仲裁裁判所に正式に提出している<sup>72</sup>。第一書簡において中国は、「先に発表した *Position Paper* は、仲裁裁判所が管轄権を有しない理由につき包括的に説明したものである。中国政府は、本仲裁裁定において中国か何らかの対応を求められるであろうすべての手続きに対し全面的に反対する。さらに、中国の仲裁への欠席及び無反応は、仲裁裁判所により既に提起されているすべてのまたは一部の事項を中国が了解したか、または反対していないと理解されることは決してなく、中国は、本仲裁に改めて強く反対し、また、それと並行して、ASEAN 諸国に対し二国間対話による南シナ海をめぐる問題の解決及び同問題への中国の関与と同海域における平和と安全の維持のため沿岸国の協力を促す」と主張した<sup>73</sup>。このように、第一書簡は中国政府の見解を示す正式な外交文書であるものの、その内容は従前どおり自国の立場を一方的に主張することどまり、本仲裁裁定手続きとの連関において特段に注目すべき内容

<sup>69</sup>Natalie Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of the Sea* (Cambridge University Press, 2005), p.313.

<sup>70</sup>河野「管轄権判決と暫定措置命令から見た国連海洋法条約の下での強制的紛争解決制度の意義と限界」、140 頁。

<sup>71</sup>*Arctic Sunrise Arbitration, Award on Jurisdiction*, paras.73-76.

<sup>72</sup>*PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.64.

<sup>73</sup>*Ibid.*

を含むものではない。

## おわりに

中国外交部は、10月30日に以下に引用するような声明<sup>74</sup>を発表し、フィリピンの付託によって組織された仲裁裁判所が2015年10月29日に下した判決は無効であり、中国に対する拘束力を有さないとして、以下のとおり反論した。①中国は南シナ海の島嶼及び周辺海域に対し争いのない主権を有し、それは長期に亘る歴史の過程において形成されたものである<sup>75</sup>。②フィリピンは、UNCLOSの義務的な紛争解決制度を濫用し、仲裁手続を一方向的に付託した。中国は本仲裁を受認せず、また、以後も一貫して参加しない<sup>76</sup>。③中国は、紛争解決手続を自主的に選択する権利を完全に享有している。また、中国は、従前より一貫して隣国との領域及び海洋に関する管轄権をめぐる紛争を協議により解決する姿勢を堅持し、このことは、DOCにも明示的に記述されていることである<sup>77</sup>。④フィリピン及び仲裁裁判所は、本仲裁の本質が領域主権と海洋境界画定及びそれらに関連する問題であることを無視している。また、フィリピン及び仲裁裁判所は、中国が2006年にUNCLOS第298条にしたがって行った選択的適用除外宣言を意図的かつ悪意をもって無視している<sup>78</sup>。⑤本仲裁を通じ、フィリピンが南シナ海における中国の領域主権及び海洋権益の否定を企図することは、いかなる効果も生じせしめない<sup>79</sup>。

今回の判決を踏まえて検討した場合、以上に引用した中国の反論には以下のような問題点が指摘される。①については、仲裁裁判所は歴史的権利をUNCLOSの枠内に位置付ける<sup>80</sup>。対して、中国はその根拠を慣習国際法に求めている。慣習国際法上、歴史的権利とは、海域への主権行使のような排他性を有さない公海上における漁業権のような国家の権利の根拠と

---

<sup>74</sup>Statement of the Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China on the Award on Jurisdiction and Admissibility of the South China Sea Arbitration by the Arbitral Tribunal Established at the Request of the Republic of the Philippines 30 October 2015, [http://www.fmprc.gov.cn/mfa\\_eng/zxxx\\_662805/t1310474.shtml](http://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/zxxx_662805/t1310474.shtml), as of 24 November 2015.

<sup>75</sup>*Ibid.*, para. I.

<sup>76</sup>*Ibid.*, para. II.

<sup>77</sup>*Ibid.*, para. III.

<sup>78</sup>*Ibid.*, para. IV.

<sup>79</sup>*Ibid.*, para. V.

<sup>80</sup>*PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.168.



なるものとされる<sup>81</sup>。また、歴史的権利の形成のためには、歴史的水域と類似した要件が必要とされている<sup>82</sup>。然るに、中国の反論は、九段線の法的根拠としての歴史的権利の形成の根拠について説得力ある説明を行っていない<sup>83</sup>。

②については、仲裁裁判所は *Position Paper* は本件に関する管轄権設定及び受理可能性にかかわる先決的抗弁を構成すると判断している<sup>84</sup>。この結果、中国が主張するような「フィリピンによる紛争の仲裁裁判所への一方的付託は UNCLOS の関連条項の濫用である」という主張は退けられた。中国がこの仲裁裁判所の判断を否定するためには、フィリピンの行為は UNCLOS 第一五部の紛争解決手続の濫用である旨を自ら立証する必要があるが、本項での中国の反論はそのような内容とはなっていない。

③については、UNCLOS の締約国として中国は、同条約第一五部の紛争解決手続に拘束されることから、紛争解決手続を自主的に選択する権利を完全に享有しているとは言い難い。加えて、中国は、DOC が UNCLOS 第 282 条の意味における一般的、地域的または二国間合意に該当しないという仲裁裁判所の判断<sup>85</sup>に対し理論的に反論することに成功していない。さらに、④及び⑤は、単なる外交政策上のプロパガンダにとどまり、国際法（海洋法）上の特段の論点を生じせしめない。

これらを要するに、上記の反論において中国は、従前どおり自国の見解及び政策的スローガンを一方的に主張することとどまり、国際法（海洋法）に照らし合わせて説得力のある論理を何ら展開していない。したがって、かかる主張が本判決に対して十分な対抗性を有するとは考えにくく、また、予断はなお禁物ではあるものの、中国の上記反論が本案審理における仲裁裁判所の心証が中国に有利に形成される如く作用するとは判断しがたい。

ところで、管見が承知するところでは、本稿執筆の時点（2016年2月）において、詳細は非公開ながらも本件の本案審理は既に終了しており<sup>86</sup>、

<sup>81</sup>Florian Dupuy and Pierre-Marie Dupuy, "A Legal Analysis of China's Historic Claims in the South China Sea," *American Journal of International Law*, Vol.107, No.1 (2013), p.137.

<sup>82</sup>Clive R. Symmons, *Historic Waters in the Law of the Sea: A Modern Re-Appraisal* (Martinus Nijhoff Publishers, 2008), p.4.

<sup>83</sup>九段線を含めた南シナ海を巡る問題の経緯と全般的な背景等については、堀之内秀久「南シナ海紛争の新展開」島田征夫、杉山晋輔、林司宜編『国際紛争の多様化と法的処理—栗山尚一先生・山田中正先生古稀記念論集—』（信山社、2006年）、343-362頁を参照。

<sup>84</sup>*PCA Jurisdiction and Admissibility*, para.128.

<sup>85</sup>*Ibid.*, paras.292-302.

<sup>86</sup>Cf., PCA Press Release, Arbitration between the Republic of the Philippines

近い将来に本案判決が下される模様である。中国は、今次仲裁の主題は領域主権及び海洋境界画定にかかわる紛争であり、UNCLOS 第 298 条の選択的除外宣言を根拠として仲裁裁判所は管轄権を有さないことを一貫して主張してきた。しかしながら、仲裁裁判所が本件に関する管轄権設定及び受理可能性を認めたことから、南シナ海において中国が主張してきた論理の法的欠陥は一層明確となった。また、中国が主張する九段線の根拠である歴史的権利については、仲裁裁判所はこれをあくまで UNCLOS の枠内における争点であると整理し、本案の審理において判断するとしていることから、仲裁裁判所の本案における審理及びその判断が一層注目される。